

地域ぐるみでつくる安全・安心・快適のまち、
町民の手で支えあう福祉のまち “せいろう”

第2次聖籠町地域福祉計画

《計画期間 2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）》



2021年（令和3年）3月



聖籠町

はじめに



本町では、「町民が、お互いにふれあい、尊重し、支えあいながら、ともにいきいきと生きることができるまちづくりを推進します」を基本理念として、2016年（平成28年）3月に「聖籠町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年は、核家族化や共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化などに伴って、地域のつながりの希薄化が見受けられる中、今まで以上に介護・子育て・貧困・孤立など、地域で発生する福祉的な課題が深刻化するとともに、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な問題を抱えるケースも増加しております。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の流行により、ソーシャルディスタンス等の新しい生活様式が必要となり、行政ができることの限界を痛感すると同時に、地域の力の大きさ、重要性を再認識いたしたところでございます。

こうした状況に対応していくため、国においては制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で活躍し、互いにつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められ、2018年（平成30年）4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が高齢者・障がい者・児童の福祉やその他の福祉計画の実質的な上位計画として位置づけられることとなりました。

このような情勢を踏まえた「第2次聖籠町地域福祉計画」は、基本理念及び基本目標の見直しを図り、引き続き町民の皆さま、団体、事業者と町が連携してつくりあげる地域福祉の推進に係る事項を明確にしています。

また、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに対する権利擁護の一環として「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するなど、多様な課題に対応する内容としており、今後は、これまで以上に町民の皆さまや関係機関などとの連携を深め、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました町民や関係機関・団体の皆さま、ご尽力をいただきました聖籠町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さま、すべての皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

聖籠町長 西脇 道夫

目 次

	頁
第 1 章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の根拠と位置づけ	5
(1) 計画の根拠	5
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	6
(4) 計画の策定体制	7
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 データからみた聖籠町	10
(1) 人口	10
(2) 人口動態	12
(3) 世帯などの状況	13
(4) 障がい者の状況	16
(5) 子どもの状況	17
(6) 地域活動などの状況	19
(7) 外国人の状況	21
2 前期計画の取組状況・評価・課題	22
3 前期計画の総括	27
第 3 章 計画のめざすところ	
1 基本理念	32
2 基本方針	32
3 施策の方向性	32

	頁
4 施策の展開.....	34
施策の方向性 1－（１）地域福祉への意識高揚.....	34
施策の方向性 1－（２）支えあい活動の推進.....	35
施策の方向性 1－（３）自立を支えるしくみづくり.....	36
施策の方向性 2－（１）サービス利用の促進.....	37
施策の方向性 2－（２）相談支援機能の充実.....	38
施策の方向性 2－（３）成年後見制度の利用促進や権利擁護支援.....	39
施策の方向性 3－（１）人にやさしい環境の整備.....	41
施策の方向性 3－（２）地域の安全に向けた取組.....	42
施策の方向性 3－（３）災害時の支援体制づくり.....	43
5 施策の達成に向けて.....	44
（１）進行管理体制について.....	44
（２）成果指標について.....	44

第 4 章 計画の推進に向けて

1 それぞれの役割.....	48
（１）町民の役割.....	49
（２）地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブなど）の役割.....	49
（３）民生委員・児童委員の役割.....	49
（４）ボランティア・NPOの役割.....	49
（５）学校の役割.....	49
（６）福祉サービス事業所・企業の役割.....	50
（７）社会福祉協議会の役割.....	50
（８）町（行政）の役割.....	50
2 計画の進行管理・評価.....	51

資料編

1 聖籠町地域福祉計画策定委員会.....	54
（１）聖籠町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	54
（２）聖籠町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	55
（３）聖籠町地域福祉計画策定委員会審議経過.....	56
2 町民アンケート調査結果.....	57
（１）実施概要.....	57
（２）調査概要.....	57

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の根拠と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

2011年(平成23年)3月には東日本大震災が発生し、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、近年は全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では2013年(平成25年)に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取組が進められています。

2015年(平成27年)4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護制度の手前の段階で生活に困っている人が社会的・経済的に自立するための支援を行う取組が始まりました。介護保険法の改正、子ども・子育て支援新制度の施行などの法整備の動きを受けて、地域の生活課題を解決する取組も進められています。

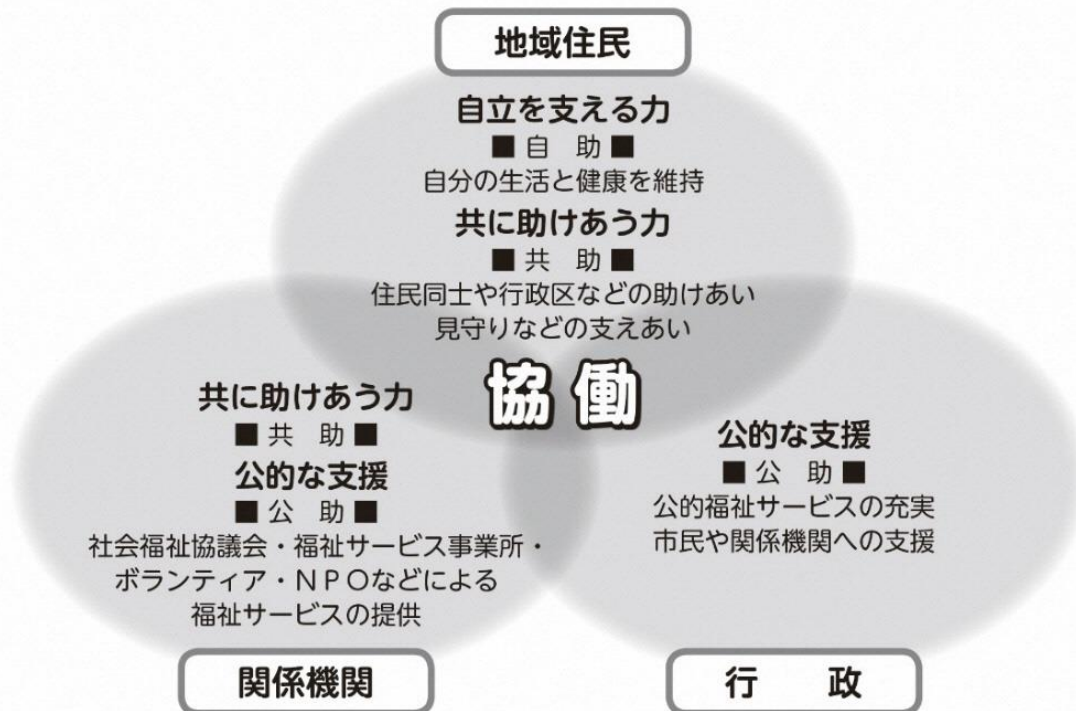
全国的な人口減少問題は、核家族化の進行や価値観・ライフスタイルの変化にも影響を与えるなど、家庭や地域での連帯感の希薄化や、町民が抱える生活課題の多様化、高度化、重層化が大きな課題となることが予想されます。

これらに加えて、2020年(令和2年1月)の国内初感染者の確認以降、新型コロナウイルスの感染拡大は、市民の交流や見守り、生きがいを目的に実施されてきた地域福祉活動やボランティア活動にも多大な影響を及ぼしています。外出自粛や人との交流削減が求められたことにより様々な活動の休止を余儀なくされ、こうした活動に支えられてきた方々は社会との関わりの機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。今後、町民の暮らしが新しい生活様式へ移行していくことにあわせて、地域福祉活動なども「with コロナ」に対応した新たな取組が求められています。

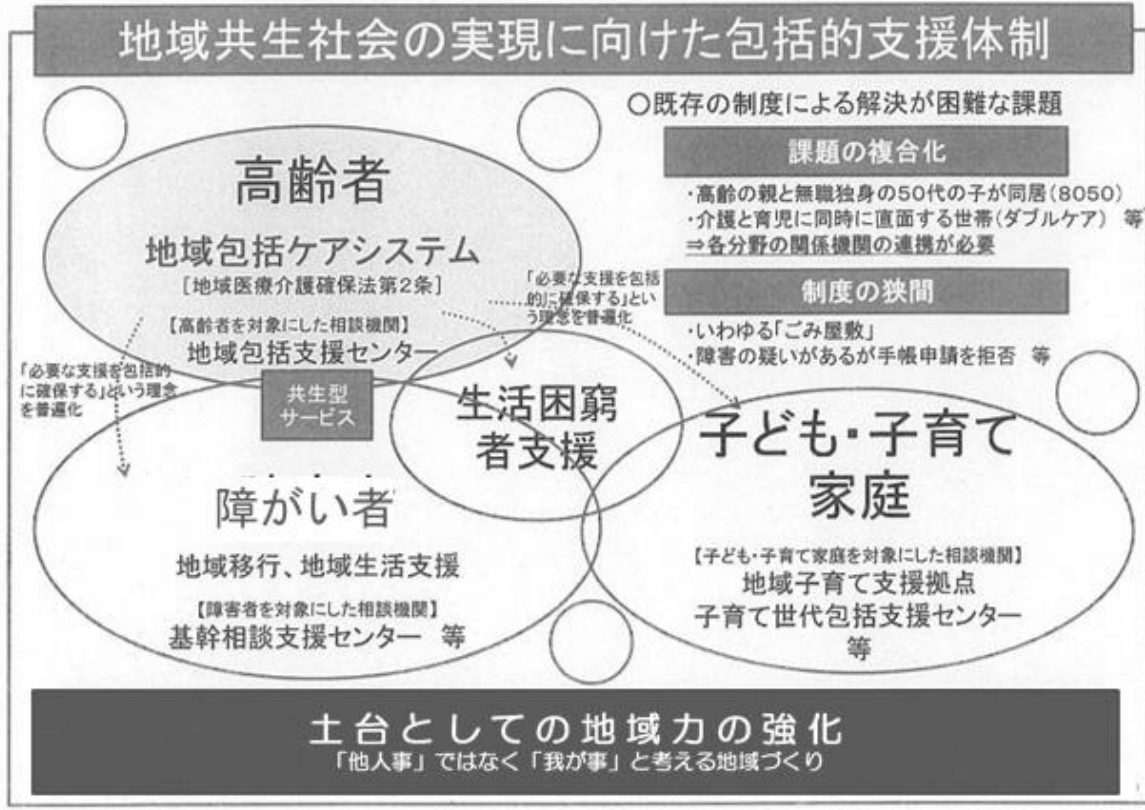
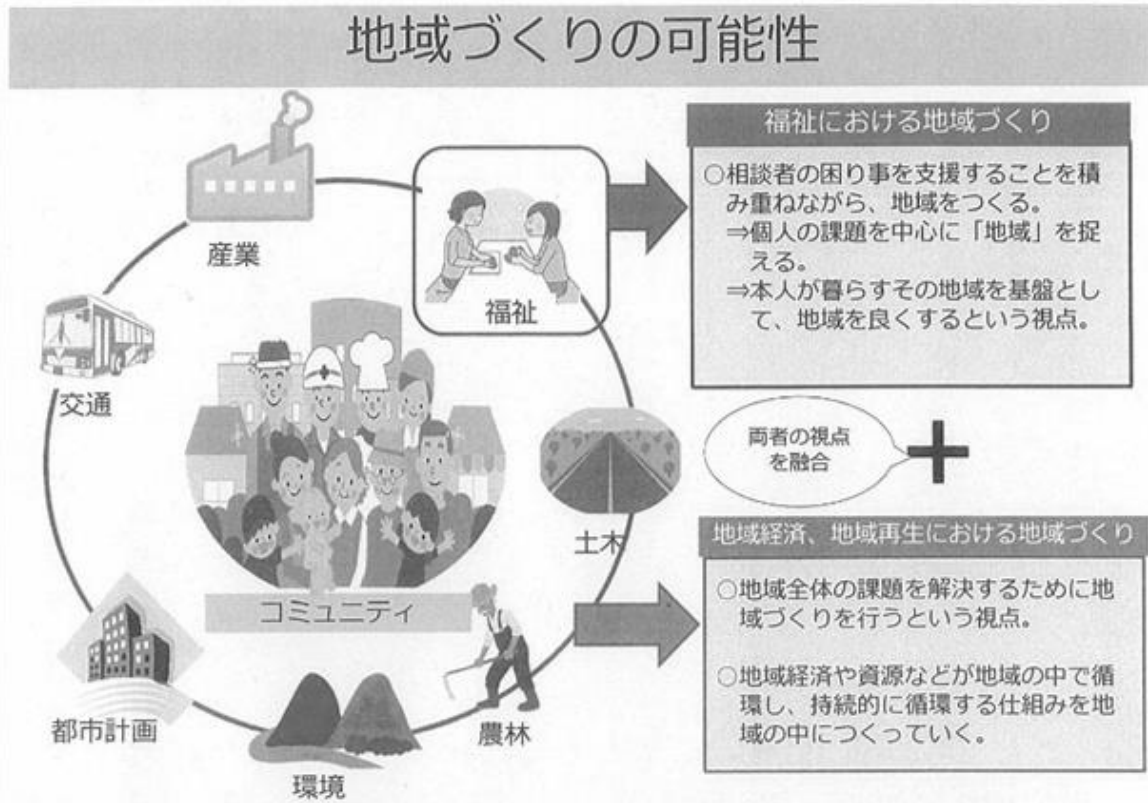
こうした諸課題の解決のためには、行政などの公的な支援(公助)のみならず、自分自身で自立を支える力(自助)や、地域において共に助けあう力(共助)が必要となります。地域で活動する誰もが協働して支えあう仕組みを作っていくことを「地域福祉」といいます。

本町では、地域福祉の推進を図るため、2016年(平成28年)3月に「聖籠町地域福祉計画」を策定しました。今後より一層の推進を図るため、「前期計画」を見直し「第2次聖籠町地域福祉計画」を策定することといたしました。

地域福祉推進のイメージ



協働とは それぞれに立場の違う市民や組織・団体が、共通の目的・目標を達成するために、自らできることを実践し、連携・協力しながら取り組むことをいいます。



厚生労働省資料より

2 計画の根拠と位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

◆ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

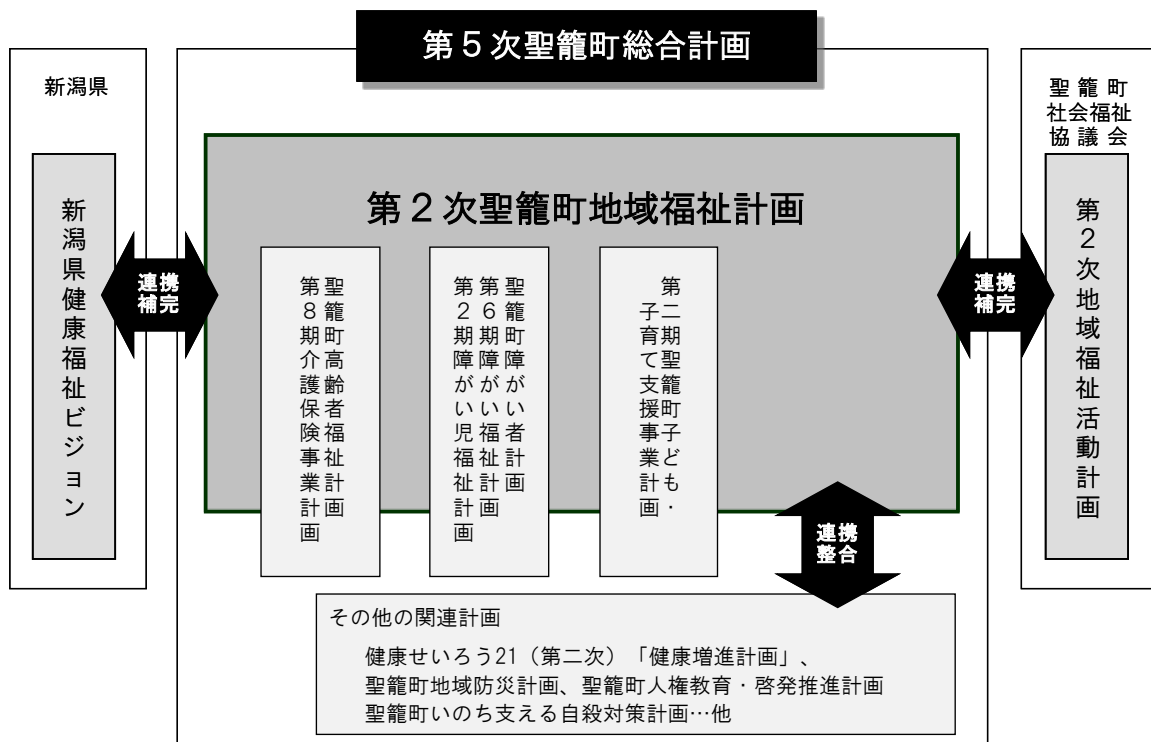
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

本計画は、聖籠町総合計画を上位計画とし、他の保健福祉医療に関する個別・分野別計画における地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性を定める中間的な計画として位置づけるとともに、町民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」及び聖籠町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。

なお、本計画は、地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守り、安心安全な暮らしを支える環境づくりを基本方針の一つとして掲げており、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。



(3) 計画の期間

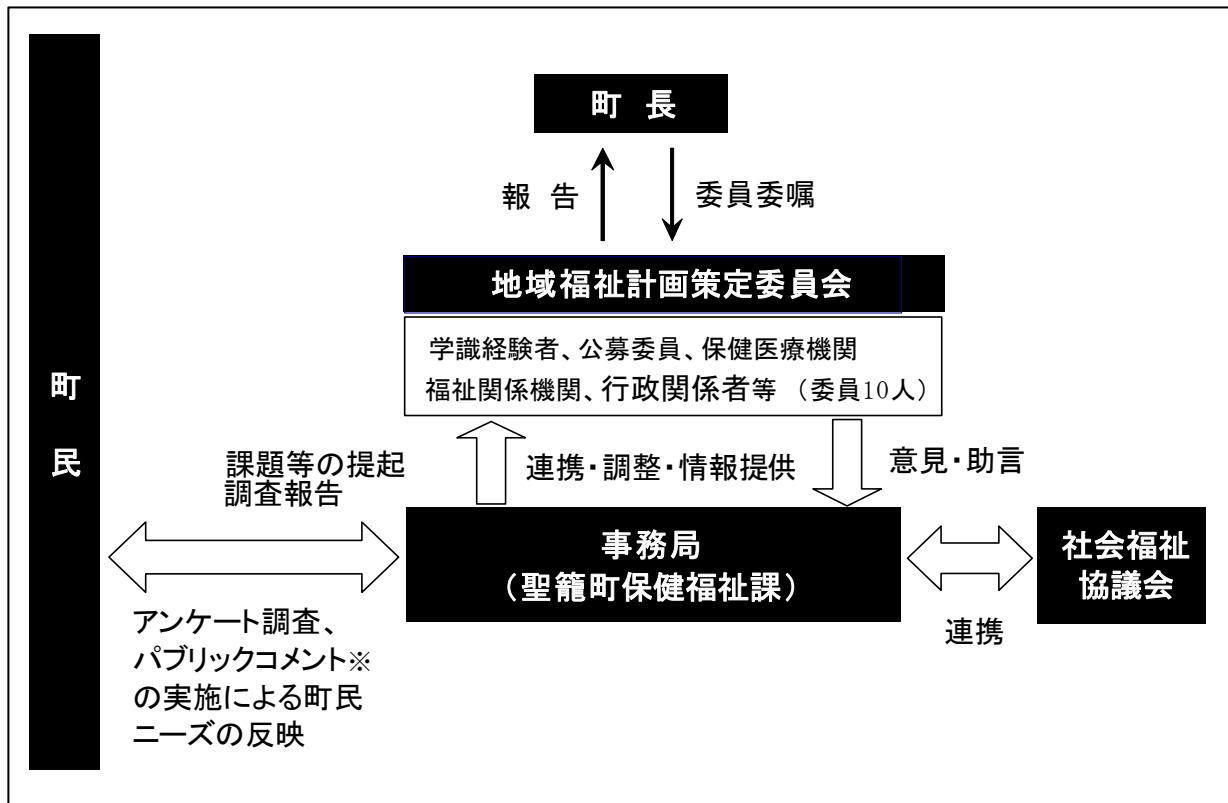
本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

《第2次地域福祉計画及び上位計画、下位福祉関連計画の計画期間》

計画の名称	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
聖籠町総合計画	→	第5次(2021~2030年度)				
地域福祉計画	→	第2次(2021~2025年度)				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	→	第8期(2021~2023年度)			→	→
障がい者計画	現計画(2018~2023年度)			→	→	→
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	→	第6期 第2期(2021~2023年度)			→	→
子ども・子育て支援事業計画	第2期(2020~2024年度)				→	→
地域福祉活動計画	→	第2次(2021~2025年度)				

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民アンケート調査及びパブリックコメント※を実施し、町民の意見を広く反映できるように努めるとともに、地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画策定チームにおいて、検討・調整を図りました。



①町民アンケート調査

町民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加などの意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から18歳以上の男女1,500人を抽出し、アンケート調査を実施しました。

②地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画を策定・推進するため、学識経験者、公募による町民、保健医療機関、福祉関係機関などの代表者などを委員とする地域福祉計画策定委員会を設置し、前期地域福祉計画の中間評価を行った後、第2次計画について審議をお願いしました。

③社会福祉協議会との連携・協力

聖籠町社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

※ パブリックコメント

町民の声を取り入れるための仕組み。行政機関などが政策の立案などを行おうとする際に、素案を公表し、広く町民などから意見や情報を提供してもらい、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うもの。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 データからみた聖籠町
- 2 前期計画の取組状況・評価・課題
- 3 前期計画の総括

1 データからみた聖籠町

(1) 人口

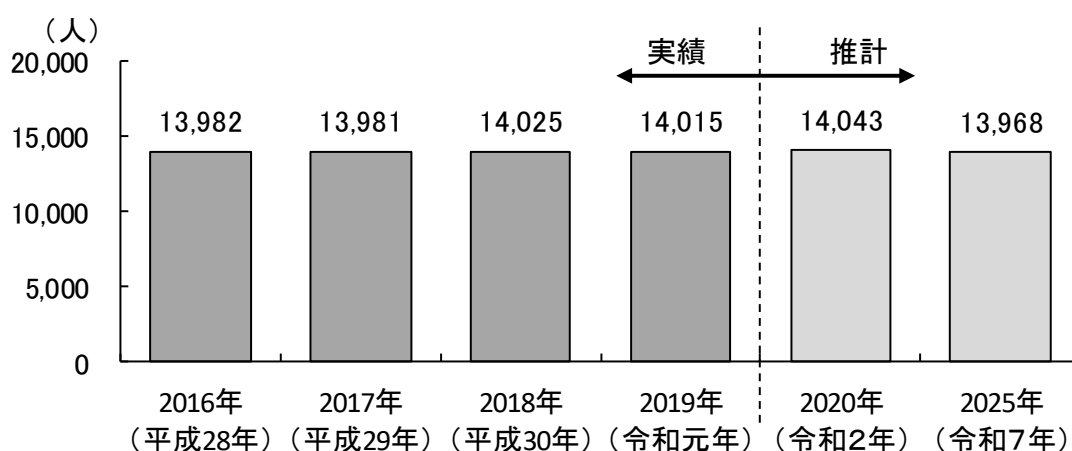
①人口の推移

本町の人口は、近年14,000人前後で推移しており、2019年（令和元年）には14,015人となっています。

また、推計人口を見ると微増・微減を繰り返し、2025年（令和7年）には13,968人に微減すると予測されています。

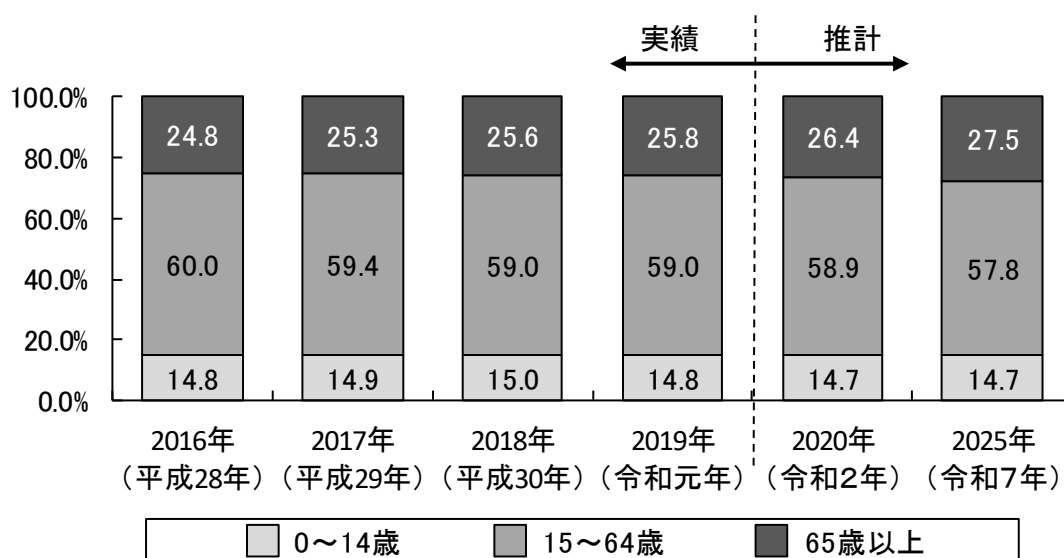
年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口の割合が増加する傾向にあり、2025年（令和7年）には27.5%を占め、10人に2.75人が高齢者という状況となっています。

◆人口の推移◆



【資料】人口：新潟県人口移動調査／推計人口：聖籠町人口ビジョン(国立社会保障・人口問題研究所推計)

◆人口の年齢階層別割合の推移◆

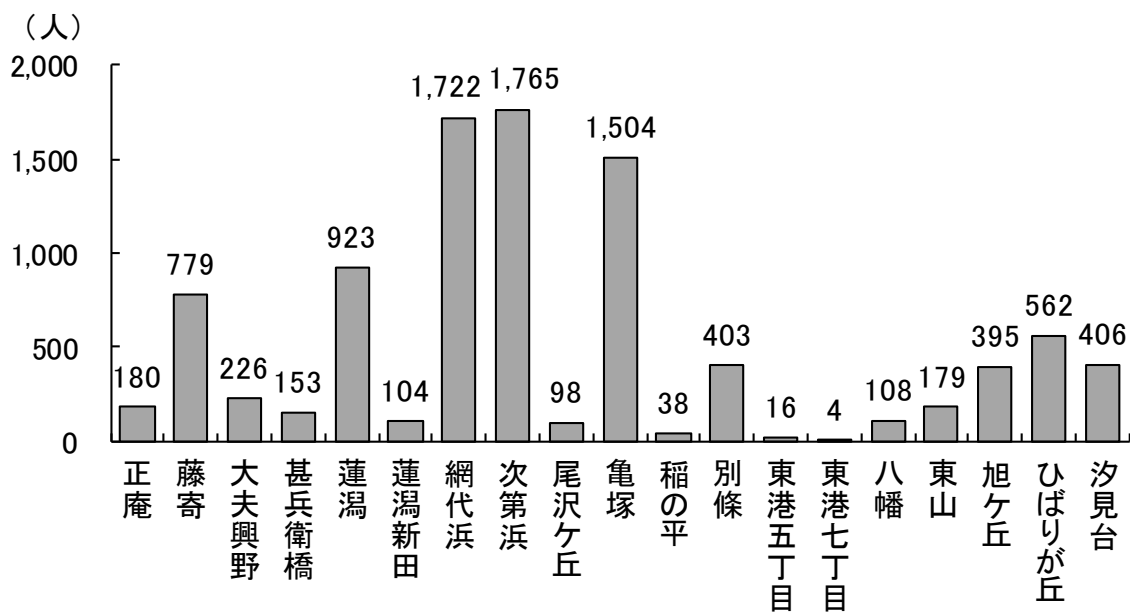
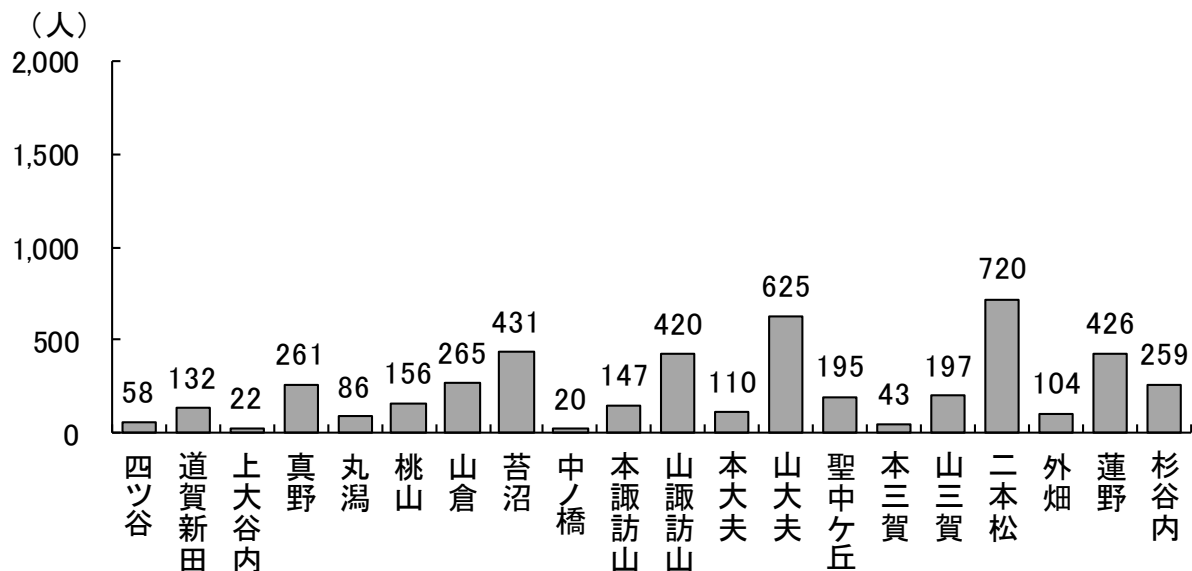


【資料】人口：新潟県人口移動調査／推計人口：聖籠町人口ビジョン(国立社会保障・人口問題研究所推計)

②地区別の人口

本町の人口は、次第浜地区が1,765人と最も多く、次いで網代浜地区の1,722人、亀塚地区の1,504人と続いています。

◆地区別の人口◆



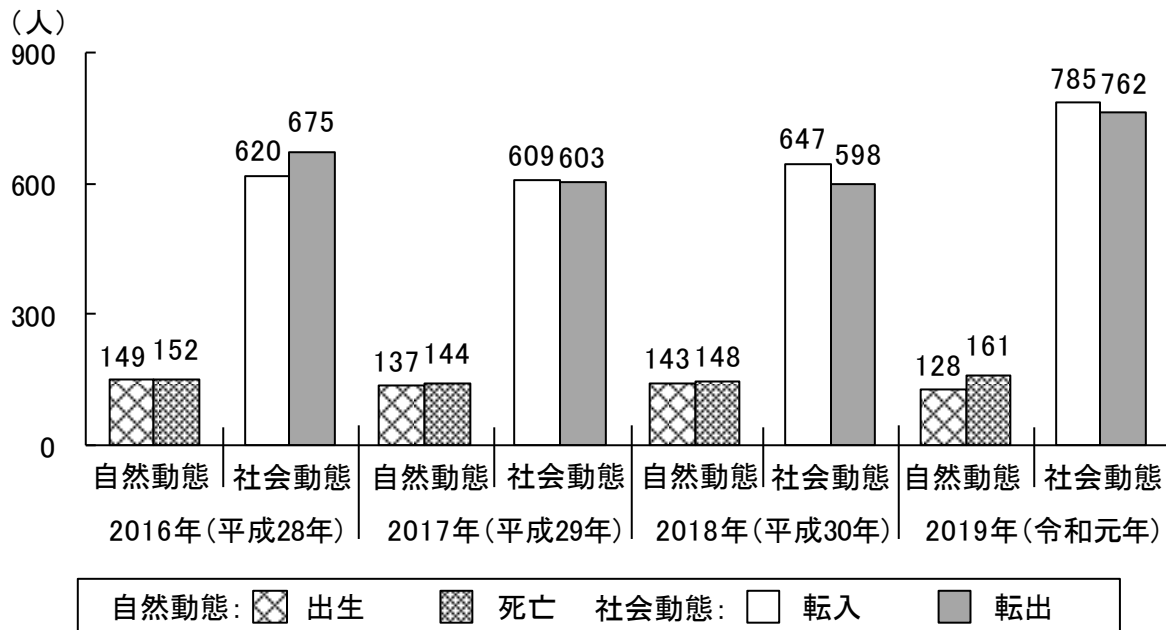
【資料】住民基本台帳(2020年(令和2年)10月1日現在)

(2) 人口動態

自然動態を見ると、2016年(平成28年)以降は死亡が出生を上回っており、2019年(令和元年)は33人の減少となっています。

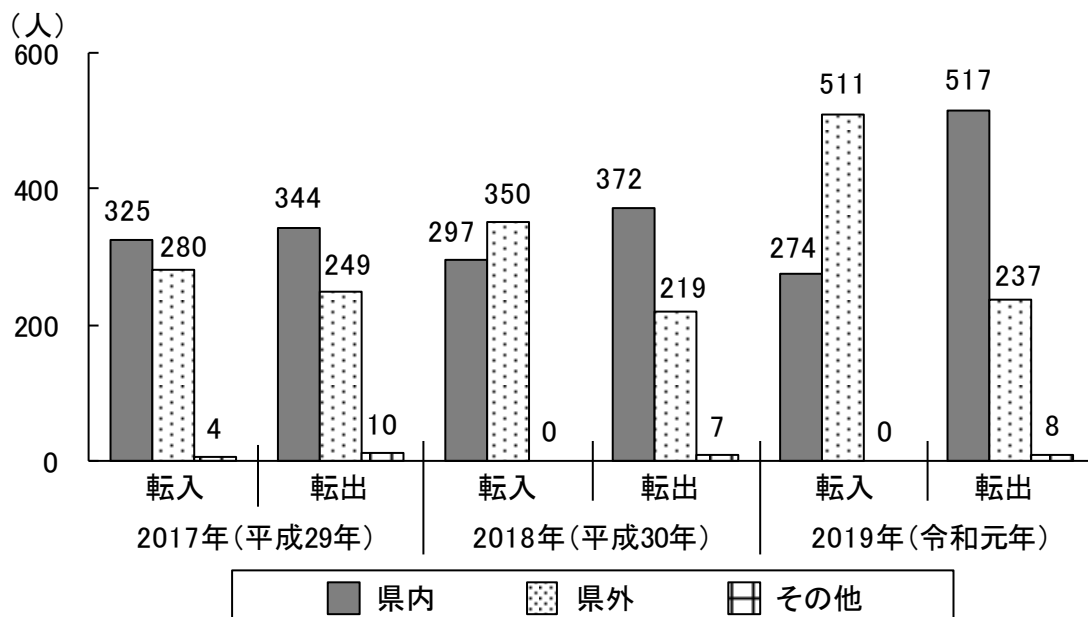
社会動態は、2016年(平成28年)は転出者が転入者を上回りましたが、2017年(平成29年)以降は転入が転出を上回っており、2019年(令和元年)は23人の増加となっています。また、2019年(令和元年)の転入者は県外が県内を大きく上回っています。

◆人口動態◆



【資料】新潟県の人口移動(前年10月～当年9月)

◆転入元・転出先の内訳◆



【資料】新潟県の人口移動(前年10月～当年9月)

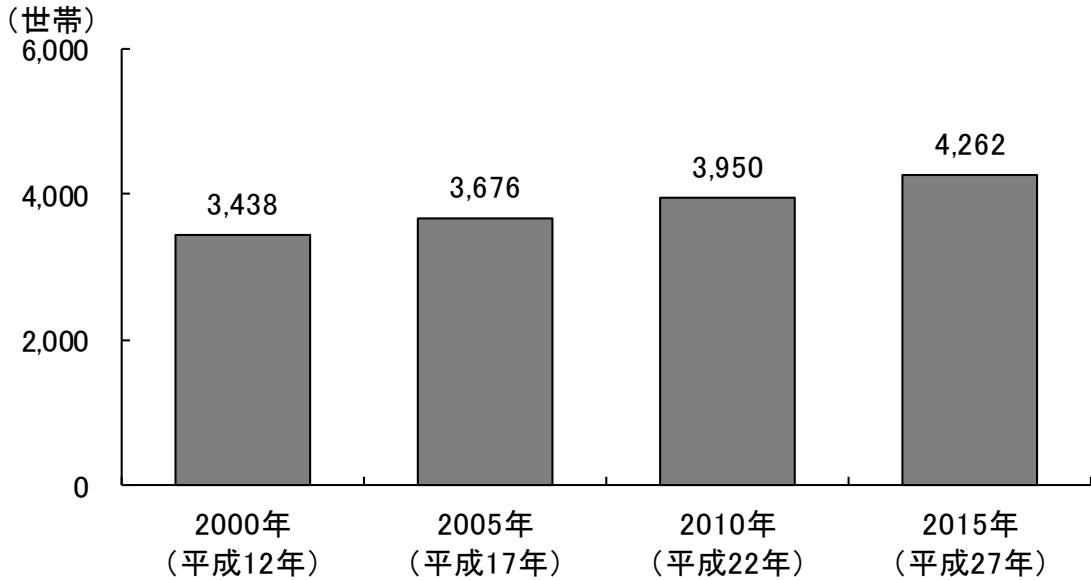
(3) 世帯などの状況

①世帯数及び平均世帯人員数の推移

本町の世帯数は、2015年（平成27年）は4,262世帯となっています。

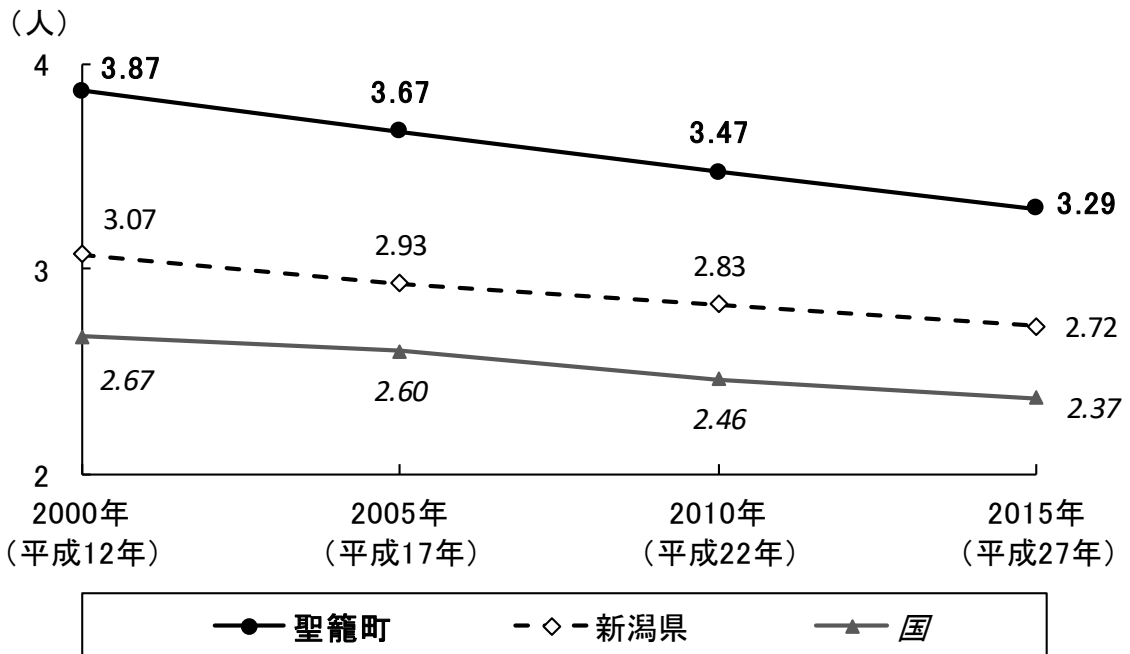
1世帯あたりの平均人員数は、全国、新潟県を上回っていますが、減少傾向となっており、核家族化や単身世帯の増加が進行していることがうかがえます。

◆世帯数の推移◆



【資料】国勢調査

◆平均世帯人員数の推移◆



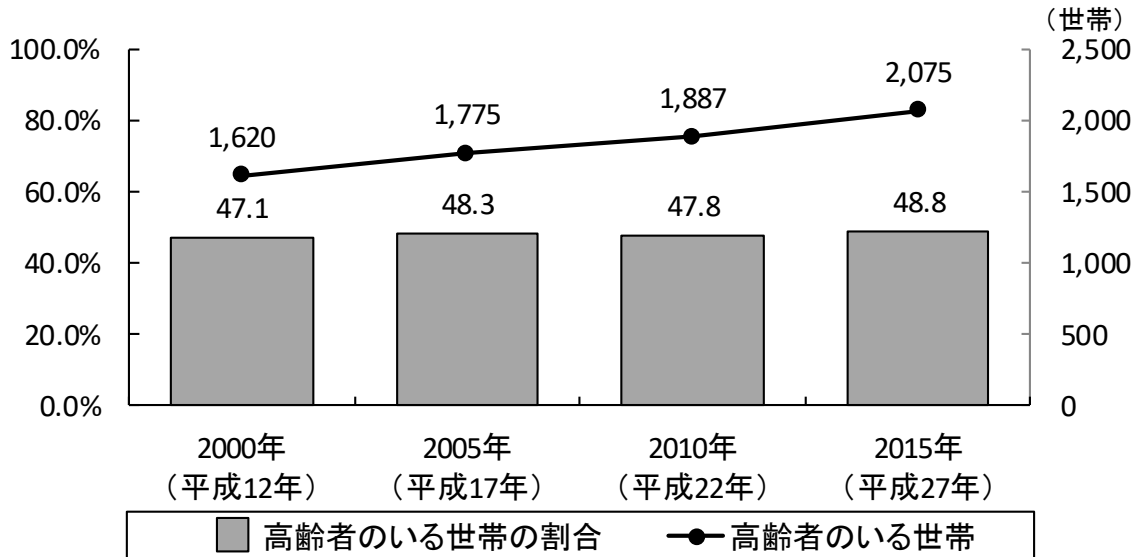
【資料】国勢調査

②高齢者世帯数の推移

本町の高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、2015年（平成27年）は48.8%となっています。

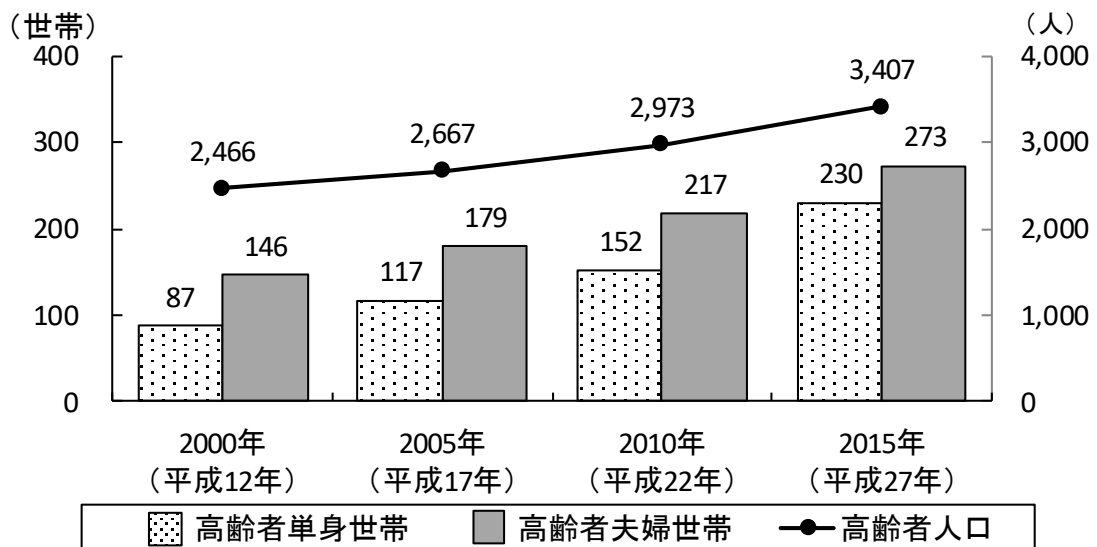
また、高齢者世帯を形態別にみると、高齢者単身世帯^{※1}、高齢者夫婦世帯^{※2}ともに増加しています。

◆高齢者世帯数の推移◆



【資料】国勢調査

◆高齢者人口と高齢者世帯（形態別）の推移◆



【資料】国勢調査

※1 高齢者単身世帯

65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）。

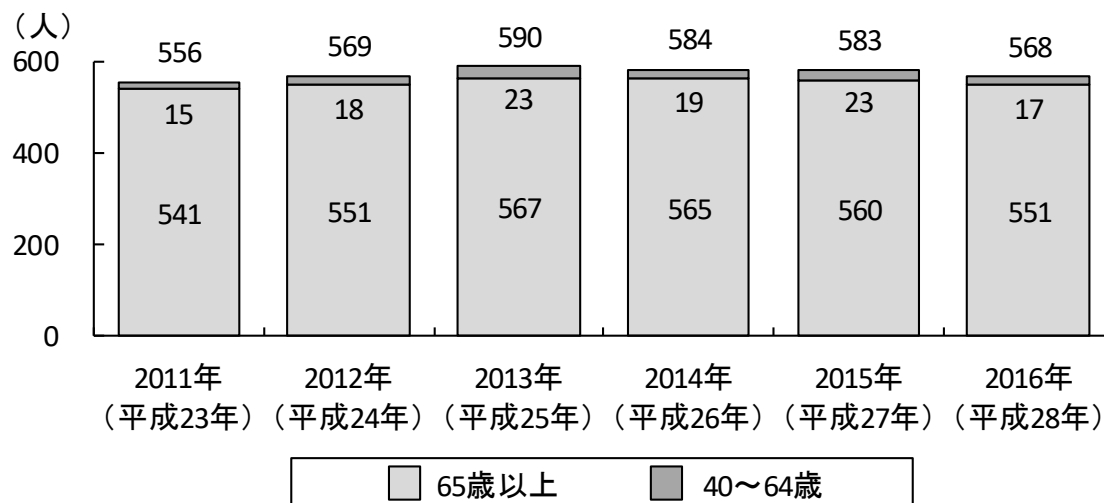
※2 高齢者夫婦世帯

夫・妻ともに65歳以上の一般世帯（他の世帯員がないもの）。

③要介護認定者数の推移

本町の要介護認定者[※]数は2016年度（平成28年度）までは増加傾向にありましたが、2017年度（平成29年度）以降は減少に転じており、2019年（令和元年）は568人となっています。

◆要介護認定者数の推移◆

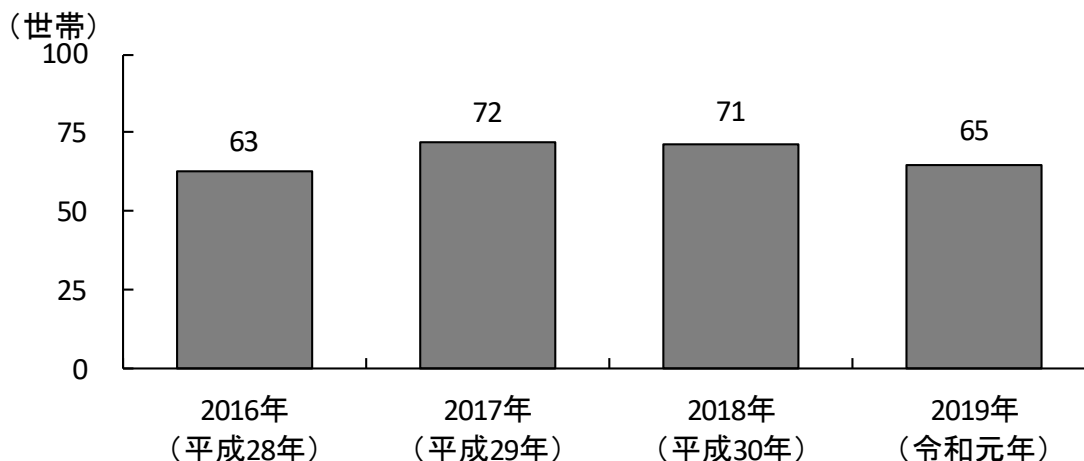


【資料】長寿支援課(各年度末現在)

④生活保護世帯数の推移

本町の生活保護世帯数は、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）にかけて微増しましたが、2019年度（令和元年度）末では微減の65世帯となっています。

◆生活保護世帯数の推移◆



【資料】保健福祉課(各年度末現在)

※ 要介護認定者

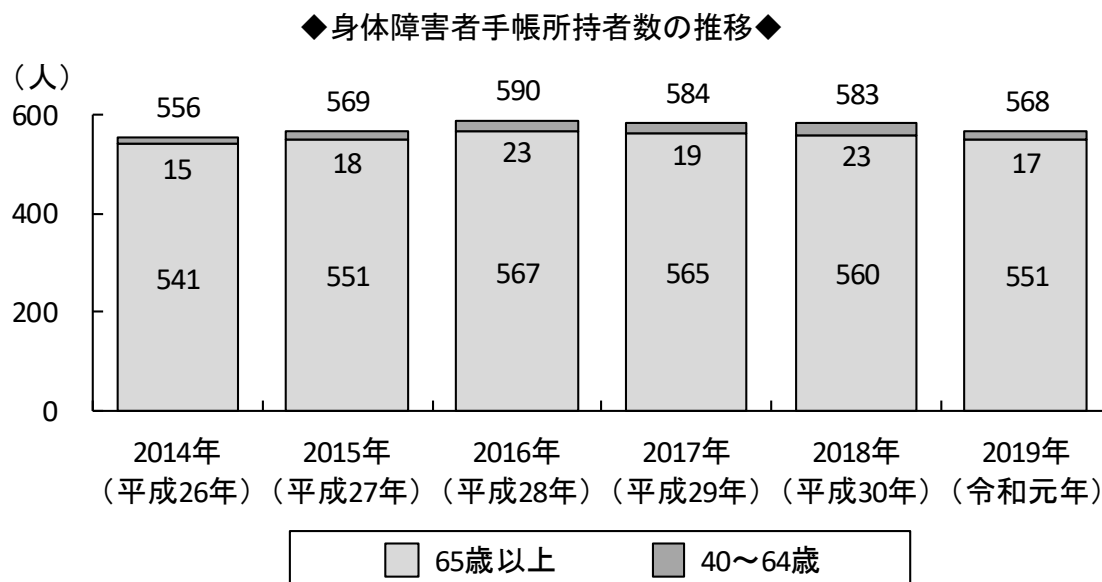
介護保険制度において、寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態（要介護状態）であると認定された人。認定及び程度の判定は、町の設置する介護認定審査会が行う。

なお、要介護認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められている。

(4) 障がい者の状況

①身体障がい者数の推移

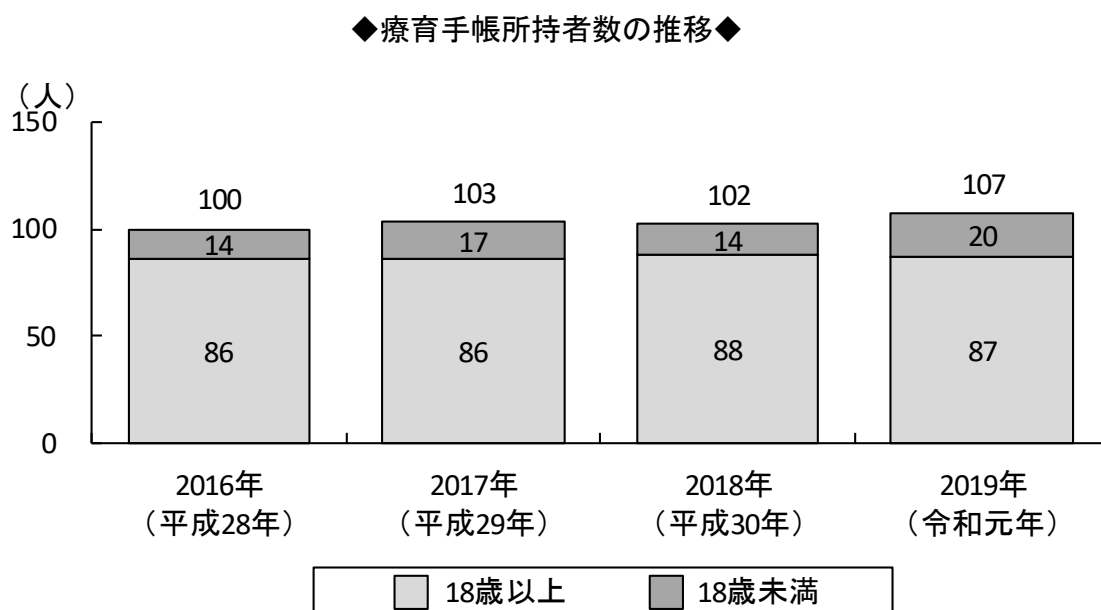
本町の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあり、2019年度（令和元年度）末では516人となっています。



【資料】保健福祉課(各年度末現在)

②知的障がい者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、微増傾向にあり、2019年度（令和元年度）末で107人となっています。

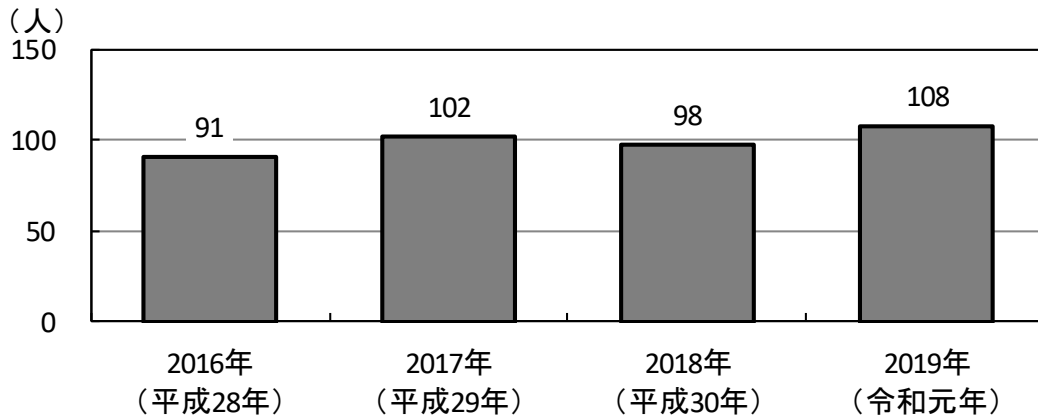


【資料】保健福祉課(各年度末現在)

③精神障がい者数の推移

本町の精神保健福祉手帳所持者数は、微増傾向にあり、2019年度（令和元年度）末で108人となっています。

◆精神保健福祉手帳所持者数の推移◆



【資料】保健福祉課（各年度末現在）

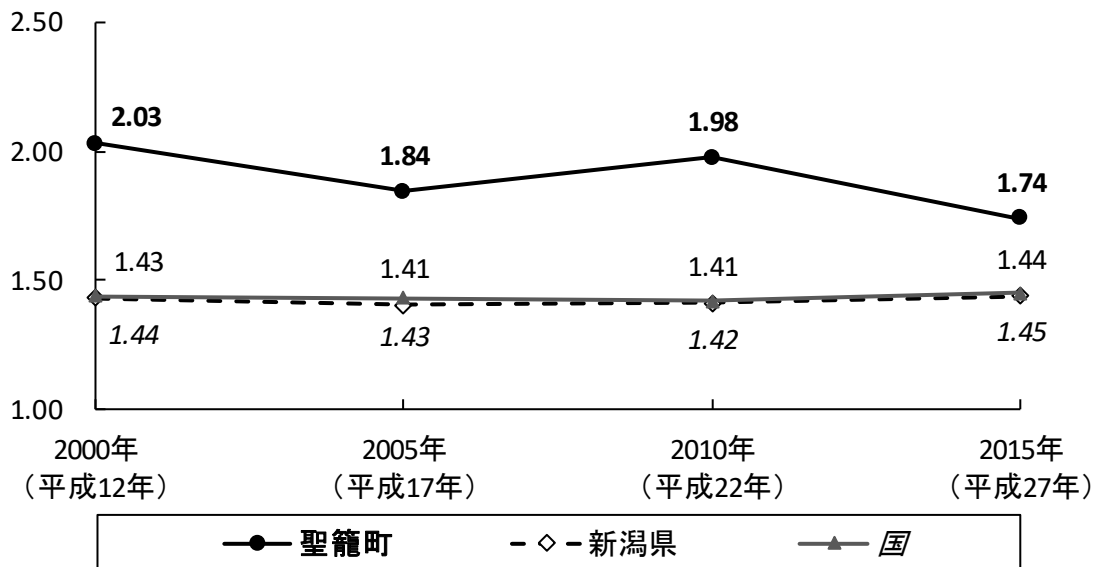
(5) 子どもの状況

①合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率^{*}の推移は、2005年（平成17年）までは減少傾向でしたが、2010年（平成22年）は増加に転じ、2015年（平成27年）は再び減少しています。

なお、全国、新潟県と比較すると、本町はより高い水準で推移しています。

◆合計特殊出生率の推移◆



【資料】新潟県福祉保健年報

※ 合計特殊出生率

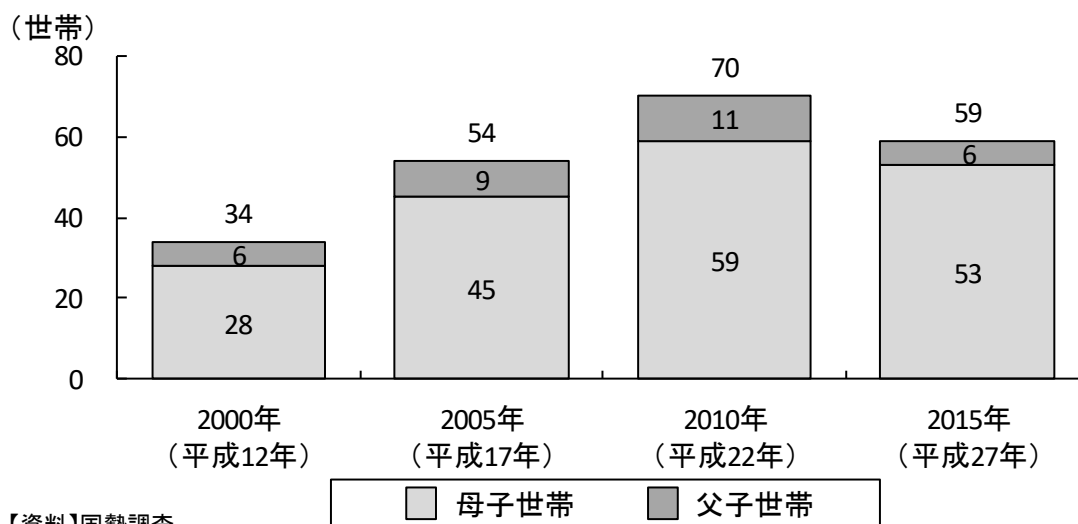
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

②ひとり親世帯数の推移

本町のひとり親世帯※は2010年（平成22年）までは増加していましたが、2015年（平成27年）は減少に転じ59世帯となっています。

形態別で見ると、父子世帯は小幅な増減を繰り返し、母子世帯は2010年（平成22年）までは増加していましたが、2015年（平成27年）は減少に転じ53世帯となっています。

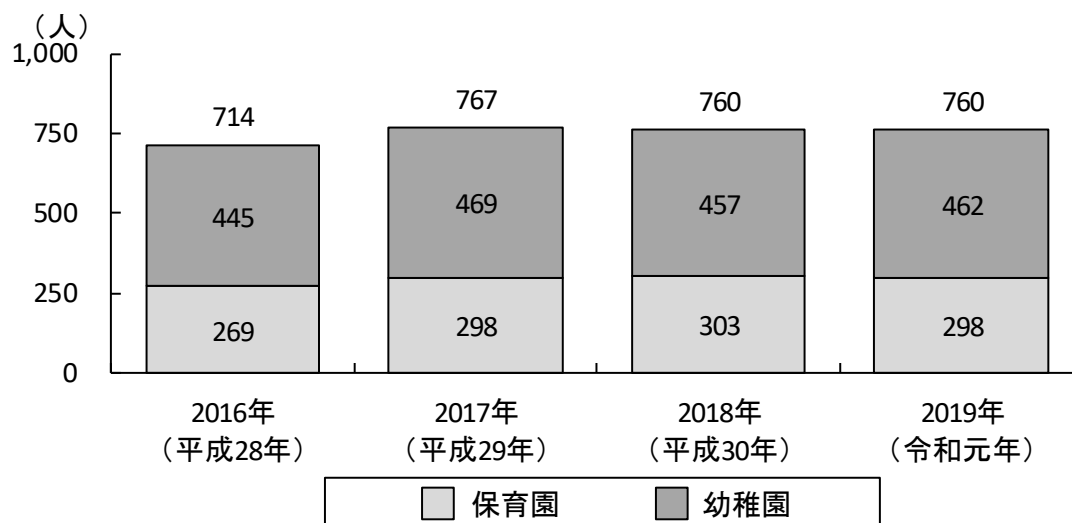
◆ひとり親世帯数の推移◆



③入園児童数の推移

本町の幼稚園の入園児童数は、増減を繰り返し、2019年度（令和元年度）当初で462人となっています。

◆入園児童数の推移◆



※ ひとり親世帯

未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）。

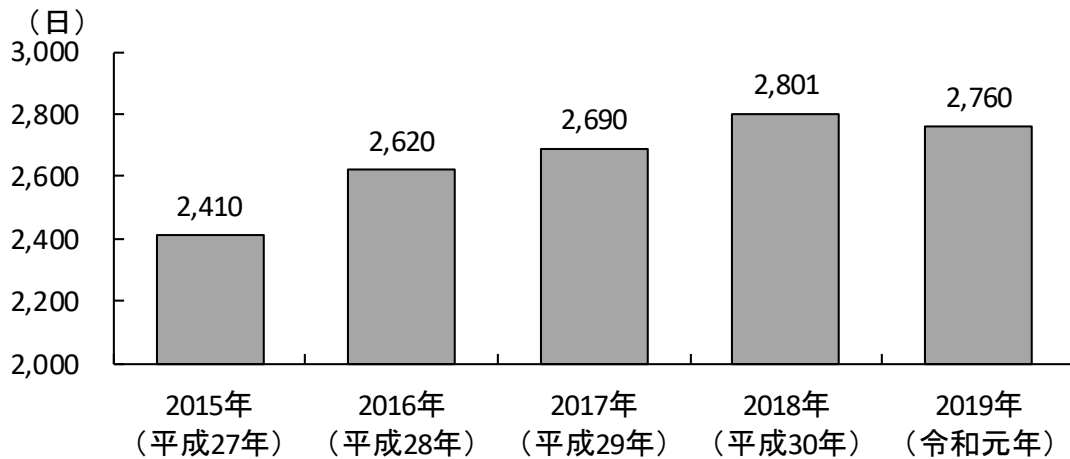
(6) 地域活動などの状況

① 民生委員・児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員*の2019年度(令和元年度)末での年間延べ活動日数は2,760日となっています。

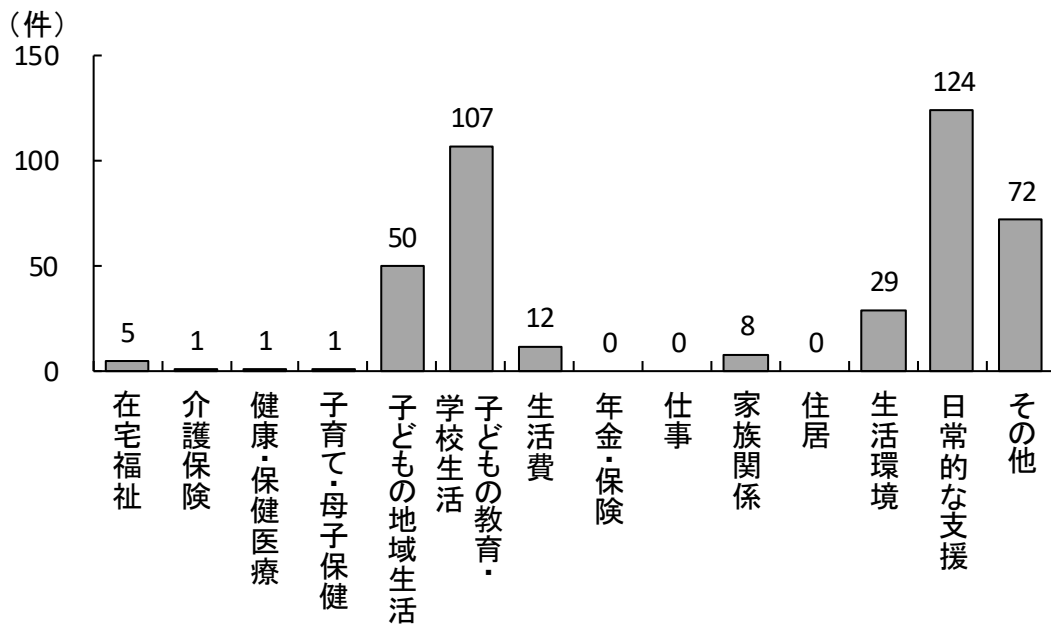
その主な相談内容は日常的な支援や子どもの教育・学校生活が多くなっています。

◆ 民生委員・児童委員の延べ活動日数 ◆



【資料】保健福祉課(各年度末現在)

◆ 内容別相談件数 ◆



【資料】保健福祉課(2019年度(令和元年度)末現在)

※ 民生委員・児童委員

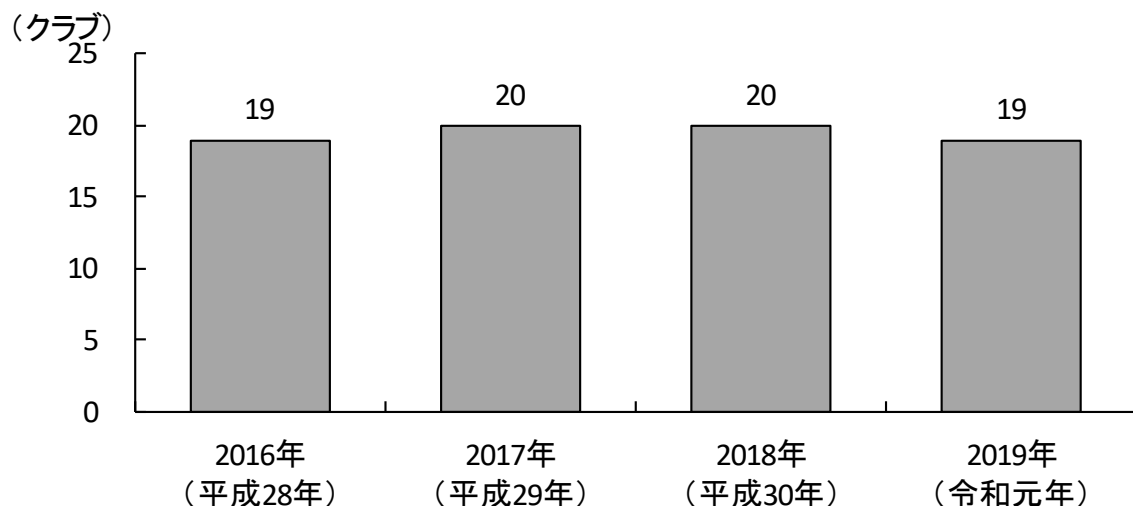
厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。担当区域の町民からの生活上の様々な相談や、高齢者世帯などの見守り活動など、地域と行政のつなぎ役として活動している。

②老人クラブの状況

本町の高齢者人口は増加が続いていますが、老人クラブ数はほぼ横ばいで推移しており、2019年度（令和元年度）末は19クラブとなっています。

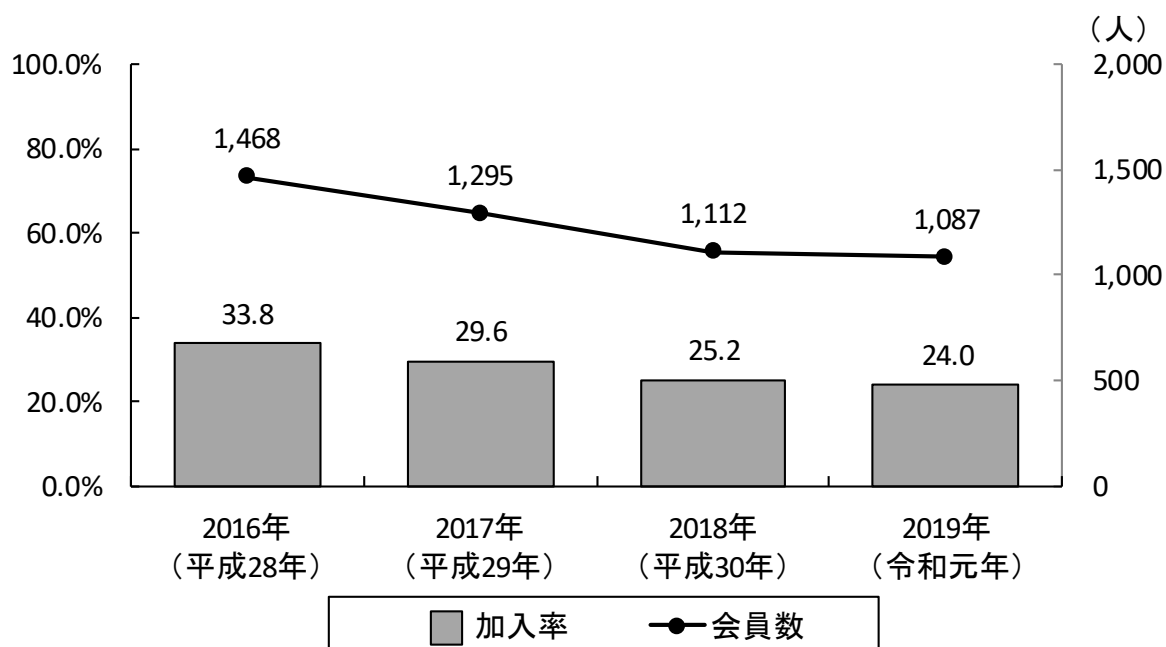
一方で、老人クラブへの加入者数・加入率は、減少・低下しており、2019年度（令和元年度）末で加入者数1,087人、加入率24.0%となっています。

◆老人クラブ数の推移◆



【資料】長寿支援課(各年度末現在)

◆老人クラブ加入者数・加入率の推移◆

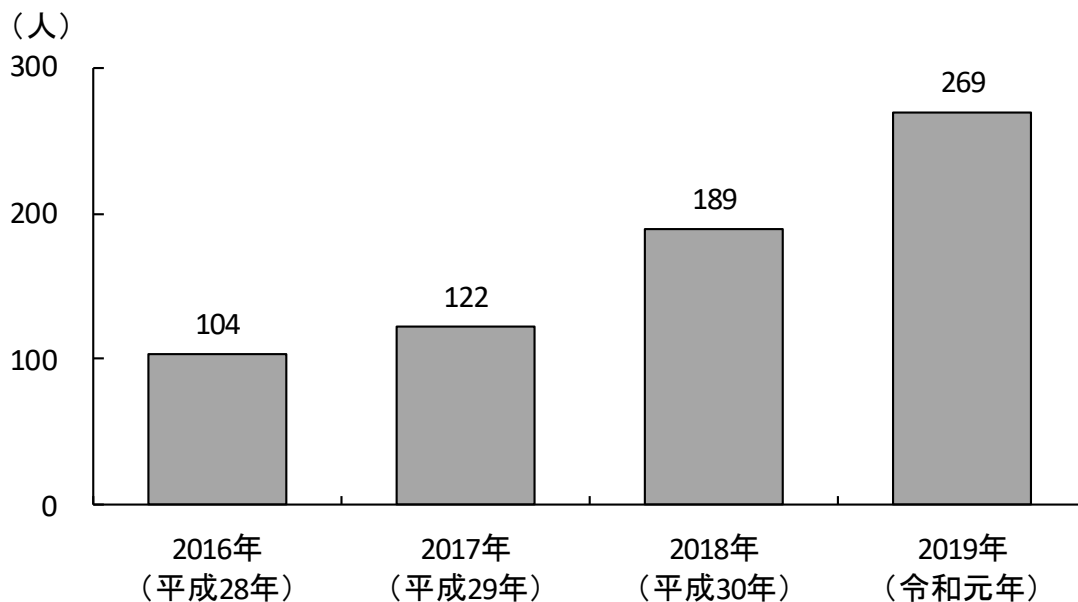


【資料】長寿支援課(各年度末現在)

(7) 外国人の状況

本町の外国人登録数は明らかな増加傾向にあり、2019年（令和元年）は269人となっています。また、国別では、近年はベトナム人、中国人、タイ人の順で多くなっています。

◆外国人登録数の推移◆



【資料】町民課（各年度10月1日現在）

外国人登録数上位3か国の推移

年 度	第1位	第2位	第3位
2016年 (平成28年)	パキスタン(27人)	中国(21人)	ベトナム(18人)
2017年 (平成29年)	ベトナム(29人)	中国(27人)	パキスタン(25人)
2018年 (平成30年)	ベトナム(76人)	中国(32人)	タイ(25人)
2019年 (令和元年)	ベトナム(130人)	中国(48人)	タイ(34人)

【資料】町民課（各年度10月1日現在）

2 前期計画の取組状況・評価・課題

前期計画の進行状況を確認するため、地域福祉計画策定委員会を設置し、2020年度（令和2年度）に中間評価を行いました。

また、策定委員会の中間評価と事業実施担当課の自己評価や意見をもとに今後の課題を整理しました。

前期計画基本目標 1 健やかに自立して暮らせるまちづくり

当初計画の取組内容	推進目標				具体的な取組	進捗状況	課題や今後の方針
	事業名等	現状	実績値	目標			
		H27年度	R1年度	R2年度			
1 生活不安の解消 ○地域の支援ニーズの把握と支援体制整備 ○生活支援コーディネーターの育成・配置	生活支援コーディネーターの配置	—	2人	3人	・聖籠町社会福祉協議会へ委託 ・生活支援コーディネーターの配置（2名） ・聖籠町生活支援体制整備事業協議体設置	A 順調に進んでいる	・率先して支え合い活動の旗振り役となる人の発掘が難しい。 ・キーパーソンの発掘・育成と、一緒に活動する仲間づくりにより、地域活動の創出を支援する。 ・生活支援コーディネーターの配置数は、現体制を継続する。 ・関係者の連携強化・情報共有を図るために、継続的に協議体会議を実施する。
	生活支援・介護予防サービスの支援体制の協議体の設置	—	1ヶ所	1ヶ所	《令和元年度活動実績》 ・協議体打ち合わせ会＝2回 ・各集落訪問回数＝68回 ・地域団体への支援＝3箇所20回	A 順調に進んでいる	
2 介護予防対策 ○介護予防事業の提供、充実 ○認知症の支援体制の整備	ふれあい交流事業（ふれあい・いきいきサロン）延利用者数	952人	675人	1,030人	・ふれあい交流事業（社協への助成金交付）、生活支援体制整備事業（社協への業務委託）の実施	C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	・ふれあい交流事業は、利用者の固定化により延べ利用者数は減少傾向。 ・地域の茶の間や地域における介護予防運動教室など、高齢者が気軽に集まれる場が新たに創出されるよう、社協等と連携して取り組みを進める。
	介護予防手帳（仮称）等の作成・活用	—	—	配布 活用	・介護予防手帳の記載内容や、作成後の活用方法を検討	D 実施方法も含めて改善が必要である	・現在実施している介護予防事業で活用できるように、手帳の内容について関係者と細部の調整を行う。
	認知症ネットワークの配置	—	1ヶ所	1ヶ所	・認知症初期集中支援チームの設置	A 順調に進んでいる	・認知症高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯への支援が難しい。 ・地域ケア会議などを通じて関係者間で課題共有と対応策の検討を行い、支援方法を具体化する。
3 就労支援 ○障がい者の就労支援 ○高齢者の社会参加生きがいとしての就労 ○子育てと仕事の両立支援	障がい者等への就労支援に関する広報回数	1回	—	2回	・障がい者の相談内容に応じ、個別対応を行っている。 ・障がい者の個別相談状況に応じてハローワークや障害者就業支援センターと連携を行っている。 ・障がい者の就労支援について、聖籠町社会福祉協議会へ委託	C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	・事業主が求めている障害者の程度や人数と働きたい障害者とのマッチングがうまくいかず就労に繋がっていない。今後は、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら情報提供を図る。また、個別相談者への支援については、今まで通り継続する。
	障がい者等の福祉の職場就職相談会への支援	—	—	1回		C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	・今後は、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、障がい者等の福祉の職場就職相談会の情報収集を図る。
	障がい者等へのホームページによる求人情報の発信	—	—	実施 掲載		C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	・現在、ハローワーク等関係機関からの情報提供が無いことから連携を図る。また、個別相談者への支援については、今まで通り継続する。
	シルバー人材センター登録者数	184人	185人	190人		・新発田シルバー人材センターに毎年約300万円の負担金を支出し、高齢者の就業機会の支援を行っている。	B 概ね順調だが、不十分な点がある

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

前期計画基本目標2 とともに力をあわせ支えあうまちづくり

当初計画の取組内容	推進目標				具体的な取組	進捗状況	課題や今後の方針
	事業名等	現状	実績値	目標			
		H27年度	R1年度	R2年度			
1 情報提供と相談支援の充実 ○情報提供の工夫と推進 ○相談支援の周知と情報提供 ○サービス利用者側に立った相談窓口の充実 ○生活困窮や権利擁護への相談支援	民生委員・児童委員のPR活動回数	1回	2回	2回	・生活困窮者等が気軽に相談できるよう民生委員のPRや保健師の紹介又は関係機関の相談事業の広報紙への掲載などを行っている。	A 順調に進んでいる	・引き続き相談支援の充実のため、PR活動を行っていく。
	民生委員・児童委員の研修会開催回数（地域福祉計画に関する）	—	—	1回	・地域福祉計画に関する研修は行っていないが民生委員・児童委員の資質向上研修や関係機関との情報交換会などを実施している。	B 概ね順調だが、不十分な点がある	・今後は、従前の研修等に加え地域福祉計画に関する研修を開催する。
2 子ども・子育ての福祉支援 ○児童クラブや適応指導教室などの充実 ○地域で子育てを支える仕組みづくり ○子育ての相談・支援体制の充実	各小学校における福祉体験学習の支援	3回	3回	4回	・老人福祉施設訪問などの交流活動を通して人権意識の高まりと、弱者に手をさしのべようとする意識の醸成がされている。 ・「1人1人を大切に」というテーマで取り組んでおり、人に対する思いやりが芽生え、質の高い人材育成に繋がっている。	B 概ね順調だが、不十分な点がある	・老人福祉施設への訪問、又は、老人福祉施設からの入所者の来校による交流活動を実施予定。 ・交流を増やしたいが、他教科との関連から時数確保が困難な状況にある。
	中学校における福祉体験学習の支援	18回	25回	20回	・生き方をテーマにした総合的な学習。 ・社会福祉協議会からの授業支援のための派遣や他の講師への依頼サポートを実施。 ・町内のデイサービスセンターや福祉作業所などにおいて受入れを行うなど、子どもたちの福祉体験活動を実施。	A 順調に進んでいる	・ボランティア活動受け入れ先は、町内10箇所程度あり、今後も継続して実施予定。 ・地域と学校とのかかわりが深まるように、活動をしていく。
	子育てを支援するサロン数（月～金）	1サロン	1サロン	1サロン（継続）	・育児講座・相談及び育児に関する情報提供のほか聖籠子ども園の開放事業並びに3学区サークルの交流事業を実施。これにより、子育て世代の交流が図られることにより子育ての悩みが解消されると共に安心して子どもを産み育てる環境づくりに寄与できた。	A 順調に進んでいる	・サロン・支援センターの事業としては、町関係課と連携のうえ事業の周知を図りながら実施しており、計画通り順調に進んでいる。 ・利用者（参加者）の減は、保育所に入所させる世帯が増加していることから利用者の絶対数が減少していることが要因である。このため、次期計画では目標値を見直す必要あり。
	子育て支援センターの延利用者数	月平均197人	121人	月平均202人		A 順調に進んでいる	
3 高齢者等への支援 ○福祉サービスと見守りを合わせた支援の充実 ○単身障がい者の将来を支える体制の整備	地域福祉アンケートで困ったとき家族以外の近所で「頼れる人がいない」と回答した人の割合	18.8%	—	5%以下	・今回実施したアンケートで、直接手助けしたいと回答した人の割合は、10.1%	D 実施方法も含めて改善が必要である	・地域で頼れる人をつくるためには、日頃からの顔の見える近所づきあいが大切であるため、自助・共助・公助が一体となった活動を行う。
	地域福祉アンケートでボランティア活動に「参加している」と回答した人の割合	12.1%	—	20%以上	・今回実施したアンケートでボランティア活動に参加したことがない人の割合は42.5%	D 実施方法も含めて改善が必要である	・ボランティアセンターがある社会福祉協議会と協力して、今後も広報等を通じてボランティア活動の魅力を発信し、参加の呼びかけを行う。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

前期計画基本目標3 人がつながる豊かなまちづくり

当初計画の取組内容	推進目標				具体的な取組	進捗状況	課題や今後の方針
	事業名等	現状	実績値	目標			
		H27年度	R1年度	R2年度			
<p>1 地域つながりと見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の仲間づくりの場の提供と支援 ○近隣同士のつながりづくりの取り組みの推進 ○地域福祉の「共助」の理解と啓発 ○見守りネットワークの整備 <p>2 地域の環境整備と移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境整備活動の周知と参加促進支援 ○移動手段の利便性の向上と移動の介助支援 	サロンマップ等の作成支援（情報提供）	—	—	作成 配布	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターが情報収集した地域資源の情報を基に一覧表を作成したが、数が少ないためサロンマップは未作成である。 	C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間等の活動の立ち上げ支援を行いつつ、継続的に地域資源の情報収集を行い、サロンマップのひな形を作成する。
	地域福祉に関する情報発信回数（ホームページ、広報等）	1回	—	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、要援護が必要な方で個人情報の提供に同意をいただいた方の名簿を関係課、広域消防聖籠分署、行政区長、社会福祉協議会、消防団に情報提供している。 	D 実施方法も含めて改善が必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、地域内での見守り体制について関係者と検討する。
	地域福祉に関する「座談会」の開催支援	1回	—	各地区2回	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の通いの場づくりに意欲的な集落において、通いの場づくりに向けた話し合いと併せて課題の把握や共有、解決に向けた話し合いを実施。（地域全体の座談会としては実施していない。） 	D 実施方法も含めて改善が必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの場ができた集落は限られており、地区（連野・山倉・亀代）単位での開催が出来ていない。 ・開催する地区の単位や開催方法について、再度あり方を検討する。
	ボランティア活動などを掲載した「地域福祉活動の手引き」等の作成	—	—	作成 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いの重要性に関する普及啓発活動において、ダイジェスト版を活用した。 	B 概ね順調だが、不十分な点がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画のダイジェスト版については、作成・配布済みであるがパンフレット等については、検討する。
	地域福祉活動に関する「（仮称）地域福祉推進会議」の設置	—	—	1ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議や協議体など地域住民が参画する会議体が設置されており、内容の重複を避けるため地域福祉推進会議は未設置である。 	D 実施方法も含めて改善が必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・他の会議体の役割を整理しながら、（仮称）地域福祉推進会議の設置の必要性や会議体の中心となる者、会議の内容等について検討する。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

前期計画基本目標 4 福祉の文化に満ちた支えあいのまちづくり

当初計画の取組内容	推進目標				具体的な取組	進捗状況	課題や今後の方針
	事業名等	現状	実績値	目標			
		H27年度	R1年度	R2年度			
<p>1 自主活動と人づくりへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉の担い手、リーダーなどの人材育成 ○自主活動、ボランティアなどの活動支援 ○ボランティア情報の効果的なマッチングシステムと相談機関の整備 <p>2 福祉意識の向上・教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相互理解のための情報の提供と共有 ○障がい者理解への学習機会や情報の提供 ○体験的な福祉教育の機会の提供 ○正しい福祉理解のための学習機会の提供 <p>3 生涯学習・生きがい創出の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の能力を活かせる機会や役割の提供 ○学校支援などの地域福祉の情報提供 ○公共施設の有効活用と社会教育などの充実 	ボランティアコーディネーターの養成支援	—	5人	3地区で養成	<ul style="list-style-type: none"> ・社協にボランティアコーディネーターを5名配置 ・ボランティア研修会、施設ボランティアの受入調整、個人ボランティアの活動支援などを実施（地区ごとではなく、町全体を対象に活動した。） 	A 順調に進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業との連携を図りつつ、町内でのボランティア活動が活性化するように、ボランティアコーディネーターの活動支援を継続していく。
	ボランティアの登録数（団体）	10団体	7団体	15団体	<ul style="list-style-type: none"> ・社協（ボランティアセンター）において、給食、朗読、傾聴、交流、清掃などのボランティア団体への支援を実施。 	C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動のリーダーが、ボランティア活動に使える時間が少なくなったなどの理由により、ボランティア団体の数は減少傾向にある。 ・社協との連携により、担い手養成など新たなボランティア活動が創出されるよう支援を行う。
	ボランティア連絡協議会またはボランティアセンターの設置支援	—	1ヶ所	1ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> ・社協内にボランティアセンターが設置された。 ・同センターにおいて、ボランティア運営委員会を開催。（2回） 	B 概ね順調だが、不十分な点がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体のつながりを強化するため、ボランティア連絡協議会の設置について、社協と連携して検討する。
	コミュニティソーシャルワーカーの配置	—	—	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーは現在、配置していないが、保健師や地域包括職員をはじめ委託を受けた社協職員や民生委員等により、支援が必要な人の把握、行政からの情報提供、関係機関等へのパイプ役など行っている。 	D 実施方法も含めて改善が必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、コミュニティソーシャルワーカーの配置について関係機関等と必要性も踏まえて検討していく。
	地域福祉活動の支援回数（情報交換会）	—	4回	各地区1回	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業において、各地域での情報収集を通じて地域課題を抽出。 ・ボランティアセンターを立ち上げた。 ・地域の茶の間がR1年度に4箇所（外畑、道賀新田、亀塚、本大夫本諏訪山）立ち上がった。 	A 順調に進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な情報収集による課題抽出を行い、必要に応じて関係機関との連携により新たな生活支援サービスの開発を検討する。
	老人クラブ会員数	1,542人	1,087人	1,637人	<ul style="list-style-type: none"> ・町内20団体の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し活動費の一部を助成することにより、活動の推進を図っている。 	C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブは60歳から加入できるが、60歳を過ぎても働く人が増加しており、また、元気な高齢者は各々のライフスタイルに合った活動をしているため、新規加入者が減少してきている。 ・役員を引き受ける方が少なく、役員の固定化、高齢化が課題となっている。 ・老人クラブの活性化について支援内容を検討する必要があると考えている。
	地域福祉・交流のきっかけづくり（出前講座の実施回数）	—	68回	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業において、各地域での情報収集を通じて地域課題を抽出。 ・主な生活の困りごととして、移動支援（買い物、通院）、除雪が挙げられた。 ・ボランティアセンターで、除雪ボランティアを立ち上げた。 ・地域の茶の間が2箇所（蓮沼、山大夫）立ち上がった。 	A 順調に進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な情報収集による課題抽出を行い、必要に応じて関係機関との連携により新たな生活支援サービスの開発を検討する。
地域支援ネットワークの組織化（声かけ・見守り活動の輪の拡大）	—	—	全集落	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日に小学校下校時にあわせ、青色回転灯車による防犯パトロールを行っている。 ・高齢者への平常時の見守りについては、特に取り組みは行っていないが、災害時の要援護者名簿を各集落区長に配布し情報提供を行っている。 	B 概ね順調だが、不十分な点がある	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールは継続していく。ほかにも小学生の登下校時の見守りについて、現在は集落の有志により個人的に見守りを行っているが、防犯組合としての活動に持っていけるよう検討・協議していく。 	

前期計画基本目標5 安心して暮らせるやさしいまちづくり

当初計画の取組内容	推進目標				具体的な取組	進捗状況	課題や今後の方針
	事業名等	現状	実績値	目標			
		H27年度	R1年度	R2年度			
1 防災等への支援 ○地域自主防災組織との連携、体制づくり ○災害時における情報提供 ○人材・コーディネーターの育成	自主防災組織数 (規約を完備する組織)	32団体	37団体	37団体 (全集落)	・年1回のまちなか防災訓練に参加 ・各組織において独自の訓練を実施し、災害時に備えている。	A 順調に進んでいる	今後も継続してまちなか防災訓練を実施する。ただし訓練がマンネリ化しているという意見がでていることから、改善に向けて各集落と意見交換を行う。
	防犯組合数 (各集落)	32団体	37団体	37団体 (全集落)	・全集落で防犯組合の組織が形成されている。 ・町からは、年1回の総会や必要に応じた情報提供を行っている。	C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	小学生の登下校時の見守りなど、現在は個人の方がボランティアとして見守りを行っているが、今後は、組合活動の一環とした活動に持っていけるよう検討・協議していく。
	地域支えあいマップ作成支援（災害時要援護者）集落数	—	—	37全集落	未実施	D 実施方法も含めて改善が必要である	今後、生活環境課と協議しながら検討していく。

3 前期計画の総括

「1 データからみた聖籠町」、「2 前期計画の取組状況・評価・課題」や2020年度（令和2年度）に実施した町民アンケートの結果から、前期計画について総括し、第2次計画のめざす3つの方向性を定めます。

基本方針1 町民参加でつくる地域福祉

本町の高齢化率は上昇しています。高齢化が進むにあたり、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の人が増加していくことが考えられます。コミュニティでの見守りが今後ますます重要となっており、そうした中、身近なコミュニティで多世代の町民同士が助け合うことが一層求められます。

町民アンケートの結果では、近所付き合いについて、多数（約8割）の人が『何らかの近所付き合いがある』と回答しており、今後に関しても、『今程度の付き合いで良い』あるいは『付き合いを広げたい』とする人が8割以上を占めました。

「住民相互の日常的な対話や交流を維持・広げたい」とする町民が多く、今後も地域のつながりの強化を持続していく必要があります。

引き続き、町民同士で助け合いができる地域を目指していくために、日頃から地域でのつながりを持ち続けるとともに、地域共生社会の実現に向けて、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、町民皆がそれぞれの役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりをつくりあげていく必要があります。

そのためには、年齢や性別、障がいの有無や生活状況に関係なく参加できる仕組みや体制づくりと併せて、「何をしたら良いかわからない」や「自分に何ができるのかわからない」などといった人の参加を促し、支援できるようなコーディネータの存在も求められています。

基本方針2 町民利用者主体の福祉サービスの充実

町民アンケートの結果から広報誌による情報取得者が多いことがわかりました。今後、広報誌による情報提供は必要であり、情報が有効に活用されるよう、色合いや見やすさの工夫など常に改善が必要です。町のウェブサイトの利用度は、町報に比べ伸びていない状況が伺えますが、インターネット環境が向上し、スマートフォンなどのモバイル端末が広く普及するなど、様々な方法で情報の取得が可能になりました。多様化する情報伝達手段を活用し、わかりやすい情報の発信が必要です。

自分や家族の健康、収入や家計、仕事、人間関係、家族の介護、子育てなど、ほとんどの人が何らかの悩みや不安を抱えています。町では、相談窓口を、高齢者、障がい者、子ども、若者など各分野に設置し、相談支援体制を整えました。相談内容は多様化、複雑化し、虐待など、迅速な対応が必要なものも増えています。迅速で確実な対応のためには、地域と協力して早期発見、早期対応を行い、情報の一元化や相談窓口の連携と専門性を高めることが必要です。相談後も安心して生活することができるように、継続的な支援や家族への支援も大切です。

補佐人・後見人の必要な認知症高齢者や知的障がい者をはじめ、判断能力が不十分な人の権利擁護など支援制度の充実が望まれています。

子どもを健やかに育てるために重要なこととして、子育て情報の提供や相談支援、子どもが安心して遊べる場所などを望んでいることがわかりました。子育て世代の交流の場や、子どもが安心して過ごせる遊び場の拡充についての検討が必要です。

福祉サービスの提供が利用者本位であるためには、ていねいに本人の意思を確認することからはじめることが大切です。とりわけ障がいや認知症などがある場合、本人の意思形成を支援していくことが必要なこともあります。そのうえで多様化するニーズを見据えたサービスを提供することやサービス内容の周知が必要です。

公的なサービスだけでは対応できない場合などは、地域の支えあい活動など、地域全体で協力することが必要です。

また、サービスの適正な提供のために、福祉サービス事業所の人材確保と質の向上を含む地域福祉を担う人材確保と育成が求められます。

背景としては、町の人口ビジョンでは2060年に11,850人まで町人口が減少すると予測され、とくに若者人口の維持が課題となっています。

加えて、福祉事業の面からは、2020年（令和2年）5月実施の調査によると、町内の18介護事業所のうち人材の確保に困難を感じている事業所が約7割の13事業所に及んでいます。

さらに地域の自治会、老人クラブなどの地域団体においても後継者の育成が課題となっています。他方で、今後の地域福祉をともにつくりあげる担い手を育成するうえで成果がみられるのは幼稚園や小中学校を中心として展開されている町の福祉教育があります。これらをふまえた地域福祉の人材確保・育成のビジョンが必要になっています。

基本方針3 安心・安全・快適な生活環境づくり

誰もが自由に行動し積極的に社会参加ができる、安心・安全・快適な生活環境をつくるためには、物理的な障がいや精神的な障壁などを取り除く必要があります。

公共施設、道路などのバリアフリー化は、今後も計画的に実施する必要があります。公共施設や教育施設などに、どんな人にもわかりやすく使いやすいユニバーサルデザイン※の導入推進も必要です。福祉教育や高齢者・障がい者などとのふれあい体験などを通じて福祉に関する理解を深めることで、生活環境全般のバリアフリー化を推進することができます。また、冬期の雪処理に対する取組は、必要不可欠です。

犯罪、交通事故、自然災害など、様々な脅威から町民、特に高齢者、障がい者、子どもを守る取組が求められています。町民アンケートの結果では、近所に住む支援が必要な人に対しては、安否確認の声かけなど、できる範囲で支援したいという意向が強いことがわかりました。地域とのつながりの希薄化が懸念されるなか、支援したいという気持ちを大切にして、町民をはじめ、民生委員・児童委員、学校、福祉サービス事業所・企業などによる地域ぐるみの見守りを推進する必要があります。

中越大震災、中越沖地震、東日本大震災、新潟・福島豪雨を経験し、防災対策と災害対策の重要度は増しています。災害発生時に的確な情報伝達を行い、自ら避難行動をとる意識付けや、自力での避難が困難な人たちの安全を確保するための体制を確立することが求められています。町では、災害発生時に特に支援が必要な避難行動要支援者の名簿を作成し、行政区など関係機関に情報提供しています。災害発生時には、地域主導の避難支援体制が必要となります。そのためには、自主防災組織と消防団と行政区、福祉事業者と町が協力して、避難支援者の確保や平常時からの見守り活動、地域の災害ハザードマップの確認や防災訓練への参加、災害時ケアプランの作成など、防災に対する意識を高める必要があります。

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいようまちや生活環境をデザインする考え方のこと。

第3章 計画のめざすところ

1 基本理念

2 基本方針

3 施策の方向性

4 施策の展開

施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚

施策の方向性1－(2) 支えあい活動の推進

施策の方向性1－(3) 自立を支えるしくみづくり

施策の方向性2－(1) サービス利用の促進

施策の方向性2－(2) 相談支援機能の充実

施策の方向性2－(3) 成年後見制度の利用促進や権利擁護支援

施策の方向性3－(1) 人にやさしい環境の整備

施策の方向性3－(2) 地域の安全に向けた取組

施策の方向性3－(3) 災害時の支援体制づくり

5 施策の達成に向けて

1 基本理念

前期計画で掲げた基本目標を含有し、「第5次聖籠町総合計画」で定める、町の将来像『誰もが幸せに暮らせる社会の実現』を基調とし、町民の誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと幸せに暮らせるまちづくりを目指します。

基本理念

**地域ぐるみでつくる安全・安心・快適の
まち、町民の手で支えあう福祉のまち**

2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

基本方針 1

町民参加でつくる地域福祉

地域における支えあい活動の活性化を図り、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりを進めます。また、増加傾向にある生活困窮者などの自立に向けた支援に取り組みます。

基本方針 2

町民利用者主体の福祉サービスの充実

子ども、障がい者、高齢者をはじめとするすべての町民の多様化、高度化するニーズに対応できる総合的な福祉サービスの提供を図ります。

基本方針 3

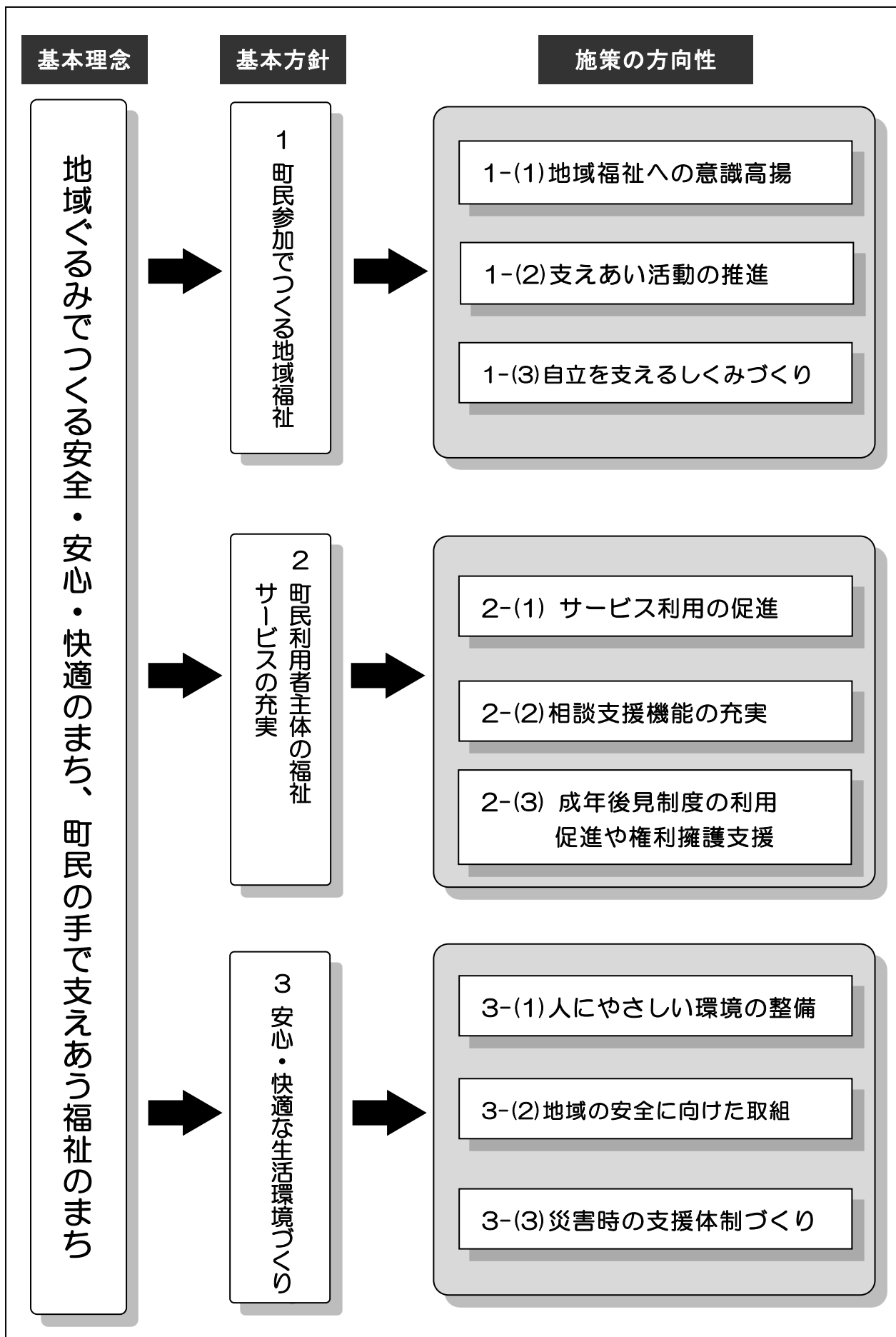
安心・快適な生活環境づくり

災害、犯罪及び事故の防止、災害発生時の行政と地域の協働体制の確立など、誰もが安心して生活できる、生活環境づくりを推進します。

3 施策の方向性

基本方針ごとに3つの施策の方向性を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

計画の体系



4 施策の展開

基本方針1 町民参加でつくる地域福祉

施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚

【現状と課題】

町民アンケートの結果から、地域の結びつきを大切にしている住民が多いことがわかりました。地域福祉の担い手である町民の福祉に対する意識の更なる向上を図り、地域主導で福祉活動が行われることが重要です。

時間的な制約などから、働く世代や若者の地域福祉への参加は少ない状況が続いています。地域福祉の担い手は、高齢者が主体となっていますが、次代を担う人の活動への参加意欲を向上させるとともに、地域福祉活動に参加しやすい環境整備が必要です。

少子・高齢化や人口減少などの社会状況の変化により、核家族化や晩婚化、単身化が進み、家族のつながりや住民相互のつながりが希薄化しています。町民一人ひとりの地域福祉に対する意識が薄れてきている様子もうかがえます。家庭、学校、地域など、様々な場所で、福祉教育を継続して行い地域福祉の啓発に努める必要があります。

【今後の施策について】

町民の地域福祉に関する認識と理解を高める取組を継続して行い、家庭や学校での福祉教育、生涯学習などを通じて、地域福祉への意識高揚を図ります。

取組内容
<p style="text-align: center;">地域福祉に関する啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉への町民参加を推進するため、啓発活動を継続して行います。 ◆町社会福祉協議会や関係機関と連携し、地域福祉活動に参加しやすい環境を整え、若者や定年者などの参加を促します。 ◆昨今の情勢を鑑み、ICT*などを利活用した手法や手段による新たな啓発活動の検討を行います。 ◆活動の実行により結びつけるため、知識の習得だけではない体験型の研修や講座などの開催を検討します。
<p style="text-align: center;">地域福祉に関する教育の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小中学生などへの福祉教育を継続し、思いやりの心を育てます。 ◆児童生徒が社会貢献活動の機会を通じて自己肯定感や学習意欲を高め、協働的な学びを体験するなどによる質の深い教育を推進します。 ◆コロナ禍でも地域福祉の取組を継続できるよう、ICT機器の活用なども含め工夫して実施します。

※ ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）

コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク、およびこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどを総称する。

施策の方向性 1 - (2) 支えあい活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の根幹である支えあい活動を推進するためには、まず地域住民が交流するきっかけをつくり、そして交流を深めていくことが必要です。

地域での交流の場は、ふれあい・いきいきサロンや筋力づくり教室など高齢者が中心ですが、様々な団体と連携して実施することで、地域づくりと世代間交流につながります。

聖籠町は、他地域から移り住む方が比較的多い地域です。昔からある地域では、住民のつながりがありますが、新しい地域などでつながりが希薄な地域もあります。移住者が持つ様々な能力の活用や地域住民との共生によるコミュニティ活動やボランティア活動への参加など、地域との交流を深め、助けあい、支えあいの輪を広げる仕組みが必要となります。

ボランティア活動への関心は高まっていますが、活動への参加者は減少傾向にあり、継続的な参加は難しい様子がうかがえます。参加へのきっかけづくりと、継続して参加することができる仕組みが必要です。

【今後の施策について】

地域福祉活動に町民が積極的に参加し、一人ひとりが地域への愛着や関心を持ち、継続的に取り組む気運を醸成し、支えあい活動を推進します。

取組内容
<p style="text-align: center;">同世代や世代間の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域交流の場である各種サロンや教室を継続し、地域での孤立防止と交流促進を図ります。 ◆町内イベント活動などへの参加を推進し、交流づくりを推進します。 ◆多様化した疾病や障がいによる悩みや苦しみをもち当事者や経験者、家族などが互いに学び支え合う場づくりを協働で取り組みます。 ◆高齢者、障がい者など世代や属性にとらわれない交流づくりを推進します。 ◆社会福祉施設間の情報交換や交流を図ります。
<p style="text-align: center;">地域の絆と住民同士の支えあいの強化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆長年住んでいる住民と新たな住民との交流を促進します。 ◆子どものつながりを通じて、家族間の交流を促進します。 ◆身近な相談窓口として、また、地域とのつなぎ役としての民生委員・児童委員の活動や、行政区などの地域に根差した活動を支援します。 ◆地域間のつながりを図り、交流の範囲を広げます。 ◆地域の状況に応じた住民主体の地域づくりを支援するためのネットワーク組織の構築を図ります。
<p style="text-align: center;">ボランティア活動の参加へのきっかけづくり、情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の様子を紹介するなど、活動に対するきっかけづくりを広げます。

施策の方向性1－(3) 自立を支えるしくみづくり

【現状と課題】

近年、生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立する人や家族が増加傾向にあります。国は、2015年（平成27年）に生活困窮者自立支援制度を施行し、相談支援などに取り組んでいます。町では、相談窓口として「新潟県パーソナル・サポート・センター」と連携し、町民が安心・安定した生活を送ることができるように相談支援体制を整えました。

障がい者の地域生活を支援するサービス提供体制を整備するとともに、地域で自立と社会参加の促進に向け、身体機能や生活に必要な訓練、就労に向けた訓練を行う活動の場の充実を図る必要があります。

親から子への貧困の連鎖も問題となっています。その問題を断ち切るような取組と仕組みが必要です。

【今後の施策について】

町民への周知や関係機関との連携を図りながら支援体制の整備を行い、自立を支える仕組みを整えます。

取組内容
生活困窮者や引きこもりの方の自立を促す支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none">◆対象となる制度について町のホームページへの掲載を図るなど、生活困窮者自立支援制度や引きこもりの方への支援制度の周知の拡充を行います。◆誰もが安定した生活を送ることができるように、関係機関との連携や総合的な支援体制を整備し、就労に対する支援を推進します。
障がい者の自立と家族への支援 <ul style="list-style-type: none">◆身体機能や生活に必要な訓練、就労に向けた訓練を行う活動の場の充実を図ります。◆特別支援学校への送迎に伴う保護者の負担軽減により、就労の定着や促進を図るため、通学への支援を検討します。
子どもの学習支援の推進 <ul style="list-style-type: none">◆子どもに学ぶことの楽しさを教え、自立に対する意欲が高まるように支えます。◆地域と学校が連携・協働し地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的な推進を行い、地域の実情に応じた地域学校協働活動の実施とともに総合化、ネットワーク化を図ります。

基本方針2 町民利用者主体の福祉サービスの充実

施策の方向性2－(1) サービス利用の促進

【現状と課題】

町民アンケートの結果では、支援を必要としている人が十分な福祉サービスのある程度受けていると感じている人が半数を占めました。福祉サービスの提供が利用者本位であるためには、多様化するニーズを見据えたサービスを提供することやサービス内容の周知が必要です。公的なサービスだけでは対応できない場合は、地域全体で協力するための体制について検討する必要があります。また、サービスの適正な提供のために、福祉サービス事業所の人材確保と質の向上が求められています。

【今後の施策について】

地域の実情にあう福祉サービスなど、利用者本位の福祉サービスが提供されるように町民、関係機関、社会福祉協議会、町が連携・協力して取り組んでいきます。

取組内容
<p style="text-align: center;">インターネットなどを活用した福祉サービス情報の発信</p> <p>◆町民が適切な福祉サービスを選択できるように、広報誌やホームページは見やすく分かりやすい内容での発信に努めます。また、SNS※を利活用するなどの新たな情報発信を検討し、情報発信の更なる充実を図ります。</p>
<p style="text-align: center;">福祉サービス内容の適切な見直し</p> <p>◆社会経済情勢に応じた福祉サービスについて常に検討し、新たな福祉サービスの創設や、既存のサービス内容の見直しを行います。</p>
<p style="text-align: center;">福祉サービス事業所などにおける人材の確保と育成</p> <p>◆福祉サービス事業所などの人材の確保と育成について、関係機関と連携し取り組みます。</p>
<p style="text-align: center;">子育て家族へのサポート</p> <p>◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。母子保健や子育て支援事業、子育てに係る負担軽減策などにより、子育てに喜びを感じることが出来るよう、家族まるごと、地域まるごとにサポートします。</p>

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットサービス（Web サイト）。

施策の方向性2－（2）相談支援機能の充実

【現状と課題】

町民からの相談は、地域の民生委員・児童委員が応じるほか、高齢者、障がい者、子育て、子ども・若者など各分野に設置した専門相談窓口で対応しています。今後は、より専門的な相談が増えることが予想されるため、豊富な知識が必要となります。

多様化、複雑化する相談や、DVいわゆる家庭内暴力や子ども、障がい者、高齢者への虐待など専門的な分野の相談は、関係する部署との連携が大切となります。迅速かつ確実につなげる仕組みづくりと、相談後の生活を安心して過ごすことができるように、継続的な支援と家族への支援が必要です。

また、社会福祉法第106条の3第1項において、「包括的な支援体制の整備」について、努めることとされたこともあり、より望ましい相談支援体制について検討する必要があります。

【今後の施策について】

町民からの専門的な相談、多様な相談に迅速に対応できる体制を整え、相談支援機能の充実を図ります。

取組内容
<p>相談窓口の情報共有と連携強化</p> <p>◆制度の間にある人や家庭など、複雑化している様々な問題が潜在化しているうちにつながりを持つため、地区保健活動を行っている保健師と連携し、早期発見・早期対応を図ります。また、関係機関と情報の共有と連携体制を強化し、適切な支援に繋がります。</p>
<p>継続的支援の充実</p> <p>◆相談後の支援や家族への支援など、支援体制の充実を図ります。</p> <p>◆相談に携わる関係者の資質向上を図り、解決のための知識を高めます。</p>
<p>相談支援体制の検討</p> <p>◆町が培ってきた相談支援体制を活かしつつ、相談支援機能を充実させるため、「包括的な支援体制の整備」「重層的支援体制整備事業の実施」を含め、より望ましい体制整備について検討します。</p>

施策の方向性2－（3）成年後見制度の利用促進や権利擁護支援

【現状と課題】

町民アンケートの結果では、成年後見制度の利用意向は高くはありませんでしたが、成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分な人を支援するものであり、少子高齢化や家族関係の希薄化の進行などにより、今後、制度に対するニーズは高まることが予測されます。

また、家族から経済的虐待や搾取などの被害にあっている場合には、自ら支援を求めることができなかつたり、家族が制度の利用を拒否したりする場合があります。

このような事例では、専門機関による介入が不可欠であり、速やかに対応できるように、行政、福祉、司法、医療、保健関係者などとネットワークを構築しておく必要があります。

加えて、制度の利用につながった後も継続的に見守り、対応する仕組みを構築し、当事者の生活を継続支援していくことも求められています。

【今後の施策について】

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備を行い、成年後見制度の利用促進、また、適切な利用に向けた整備を図ります。

取組内容
<p style="text-align: center;">困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページや窓口などにおいて、成年後見制度に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。 ◆ 民生委員や児童委員を始め町民からの情報提供により、介護保険サービス未利用者などの実態把握を行い、関係機関につなげることで、支援が必要になった時期を見逃すことなく早期発見・早期対応に努めます。 ◆ 地域住民向けの成年後見制度に関するセミナーなどにより、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための機会を支援します。 ◆ 地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や民生委員などを対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習機会を提供します。
<p style="text-align: center;">つなぎ・つながる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 権利擁護支援の観点から、障がい者自立支援協議会、地域包括ケアシステムなどの会議体と有機的な連携を図ります。 ◆ 親族や地域の住民、民生委員、福祉関係者などから成年後見制度などに関する相談があった場合は、速やかに対応するとともに、専門的な知見が必要な場合には、地域包括支援センターへつなぎます。 ◆ 地域包括支援センターなどが訪問などにより把握した認知症高齢者を、必要に応じて関係部署へ情報提供するとともに、課題解決に向けて連携体制を強化します。

取組内容

丸ごと受け止める体制づくり

- ◆経済的虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備など、一連の流れを重視した権利擁護支援体制を構築します。

適切な福祉サービスの提供

- ◆成年後見などの申立てが困難な人に対して町長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。
- ◆本人などの財産の状況により、成年後見などの申立てに要する費用や後見人などの報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。
- ◆判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対して、日常的な金銭管理や事務手続き、書類などの保管などの支援を行います。

見守り・支え合う体制の充実

- ◆障がいのある人が加入する社会福祉団体などに対し、助成金などの支給により運営を支援します。また、当事者の声を発信したり、当事者が同じような困りごとを抱えた人に対し手助けができるような仕組みを構築し、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。
- ◆地域で展開されているサロンなどにおいて、高齢者が活躍できる場を設けることで、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。

基本方針3 安心・快適な生活環境づくり

施策の方向性3－（1）人にやさしい環境の整備

【現状と課題】

公共施設や道路などのバリアフリー化は計画的に実施していますが、今後も継続して実施する必要があります。

町民アンケートの結果では、障がい者の住みよいまちづくりで必要なこととして、働く場の充実の他にも、障がいの特性についての理解促進と地域の支えあいを望んでいることがわかりました。ユニバーサルデザインを活用し、幼い時から障がいの特性について学び、理解促進と支えあいの推進を図る必要があります。

冬期間の除雪作業は、高齢者などの要配慮者にとって大きな負担です。負担を軽減するための支援を検討する必要があります。

【今後の施策について】

公共施設や道路などのバリアフリー化の計画的な実施と、ユニバーサルデザインの導入や冬期間における雪に対する支援など、人にやさしい環境の整備に努めます。

取組内容
<p style="text-align: center;">計画的なバリアフリー化の推進</p> <p>◆公共施設や道路などのバリアフリー化を計画的に推進します。</p>
<p style="text-align: center;">ユニバーサルデザイン支援事業を活用した療育の早期対応</p> <p>◆療育が必要な子どもへユニバーサルデザインを導入し、障がい特性の理解促進と支えあいを推進します。</p> <p>◆多様化した疾病や障がいによる悩みや苦しみをもち当事者や経験者、家族などが互いに学び支え合う場づくりを協働で取り組みます。（再掲）</p>
<p style="text-align: center;">様々な地域の方へ向けた雪に対する住環境の整備拡充</p> <p>◆社会福祉協議会と連携し除雪ボランティアの支援と育成に努めます。</p> <p>◆地域住民及び企業などとの相互協力のもとで円滑な除雪作業に努めます。</p> <p>◆大雪により自力で屋根雪除雪を行うことが困難である高齢者世帯などを対象に行っている除雪費の助成事業（所得等の助成要件有）を継続して実施します。</p> <p>◆道路整備状況に応じた除雪車の導入や消雪パイプの整備を推進し、引き続き、迅速、安全な除雪に努めます。</p>

施策の方向性3－（2）地域の安全に向けた取組

【現状と課題】

町民の誰もが地域で安心して暮らすためには、交通事故防止、火災予防、子どもや高齢者などを犯罪から守るための防犯対策などの環境づくりが重要となります。

町では、地域での見守り活動に役立てていただくために、要配慮者*台帳を、行政区や民生委員・児童委員に配布し情報共有に努めています。地域の中で、情報の収集や提供体制が整備され見守り活動が活発になると、有事の対応に役立ちます。また、日ごろの心がけ次第で未然に被害を防ぐことができます。そのためには、町民一人ひとりが、防犯や防災への意識を高め、声かけや見守り活動など自主的な活動に取り組むことが必要です。

【今後の施策について】

防犯、交通事故防止、防災の推進に努め、地域の安全を守ります。

取組内容
<p style="text-align: center;">要配慮者などの見守り支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮者などについて、行政区や民生委員・児童委員、関係機関と情報共有を行い、地域ぐるみで見守りを行います。 ◆子どもや高齢者・障がい者などの安全確保のため、自治会や町内会、地元の企業や事業者などの地元に着目した組織・機関と連携し、地域での自主的な見守り活動を支援します。
<p style="text-align: center;">自主防災組織への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各集落単位での自主防災組織化は完了したため、今後は育成という視点で地域の防災力の強化を図ります。
<p style="text-align: center;">交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室などを実施していくことで、交通安全に対する町民の意識を高めます。

※ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を必要とする者。

施策の方向性3－（3）災害時の支援体制づくり

【現状と課題】

町民アンケートの結果では、今後の防災対策として、高齢者・障がい者などの避難誘導と安全確保の体制整備が望まれていることがわかりました。災害発生時に被害を最小限にとどめる方策とともに、発生時には速やかに対応できる体制が必要です。

町では、災害ハザードマップを整備し、危険個所の周知に努めています。また、避難行動要支援者^{※1}名簿を整備し、行政区に配布するなど支援体制づくりに取り組んでいます。災害発生時には、要配慮者^{※2}や避難行動要支援者に対して、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもと地域住民がお互いに助けあう「共助」による避難支援体制や、避難先での生活環境を良好に保つための対策が求められています。

災害対策基本法の改正により、災害時の適切な避難所の確保のため、指定避難所を見直し、21か所を指定しました。また、円滑で迅速な避難場所の確保のため、新たに指定緊急避難場所を29か所指定しました。地域にある一時避難場所と連携した支援体制が求められます。福祉避難所^{※3}は1か所指定しましたが十分な状況とは言えず、関係機関と調整して確保する必要があります。

【今後の施策について】

災害発生に備え避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援が速やかに行えるような体制を整えます。

取組内容
<p style="text-align: center;">避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と情報を共有するなど災害時の支援体制を確立します。 ◆避難行動要支援者の災害時の避難方法の検討を行うとともに、災害時ケアプランの作成について集落や関係機関と協議します。
<p style="text-align: center;">地域における災害発生時の支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の迅速な対応と二次災害の防止のため、町民のまちなか防災訓練への参加を促進するなど地域における自助・共助の体制強化を図ります。
<p style="text-align: center;">福祉避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆共同生活が困難な人が避難所での生活を安心して送ることができるように、福祉避難所の確保について関係機関と連携して取り組みます。

※1 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自力で避難することが困難で、特に避難支援を必要とする在宅の人。町の防災計画に、名簿に記載する人の範囲が規定されている。

※2 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮が必要な人。

※3 福祉避難所

一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者やその家族のための避難所。聖籠町保健福祉センターの1か所を指定している。

5 施策の達成に向けて

(1) 進行管理体制について

「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として、各福祉関係課と連携して取り組むとともに、「地域福祉活動計画」を策定する町社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉の向上に取り組んでいきます。

(2) 成果指標について

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として以降の目標（達成指標）を掲げます。

基本方針1 町民参加でつくる地域福祉

施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
人の役に立つ人間になりたいと思う割合	小学生 81.0% 中学生 68.9%	小学生 90% 小学生 90%	子ども教育課

施策の方向性1－(2) 支えあい活動の推進

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
地域の行事に参加している割合	小学生 56.3% 中学生 19.7%	小学生 80% 中学生 40%	子ども教育課
家族会・当事者会・交流会などの活動への参加延べ人数	399 人	600 人	保健福祉課
地域づくりを支援するネットワーク組織の構築	—	有	保健福祉課 長寿支援課 子ども教育課 社会福祉協議会

施策の方向性1－(3) 自立を支えるしくみづくり

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
特別支援学校通学支援事業の検討・実施	—	実施	保健福祉課

基本方針2 町民利用者主体の福祉サービスの充実

施策の方向性2-(1) サービス利用の促進

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
SNSによる情報発信	—	実施	総務課 保健福祉課
福祉サービス事業所の人材確保	—	検討・実施	保健福祉課 長寿支援課 子ども教育課 町民課

施策の方向性2-(2) 相談支援機能の充実

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
望ましい相談支援体制の検討	—	検討・改善	保健福祉課 長寿支援課 子ども教育課 町民課 社会福祉協議会

施策の方向性2-(3) 成年後見制度の体制整備

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備	—	整備済	長寿支援課 保健福祉課
成年後見制度の町民への周知	制度内容の 認知者 15.8%	制度内容の 認知者 30%	社会福祉協議会

基本方針3 安心・快適な生活環境づくり

施策の方向性3－(1) 人にやさしい環境の整備

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
家族会・当事者会・交流会などの活動への参加延べ人数（再掲）	399 人	600 人	保健福祉課

施策の方向性3－(2) 地域の安全に向けた取組

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
自主防災組織による防災訓練実施率	100%	100%	生活環境課

施策の方向性3－(3) 災害時の支援体制づくり

指 標	R1 現状値	R7 目標値	担当課
避難行動要支援者の災害時避難方法検討率	—	100%	保健福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会
まちなか防災訓練参加者数	1881 名	2,000 名	生活環境課
感染症対策を踏まえた避難所開設などの職員訓練の実施	—	年1回	生活環境課
福祉避難所数	1 箇所	2 箇所	生活環境課 保健福祉課

第4章 計画の推進に向けて

- 1 それぞれの役割
- 2 計画の進行管理・評価

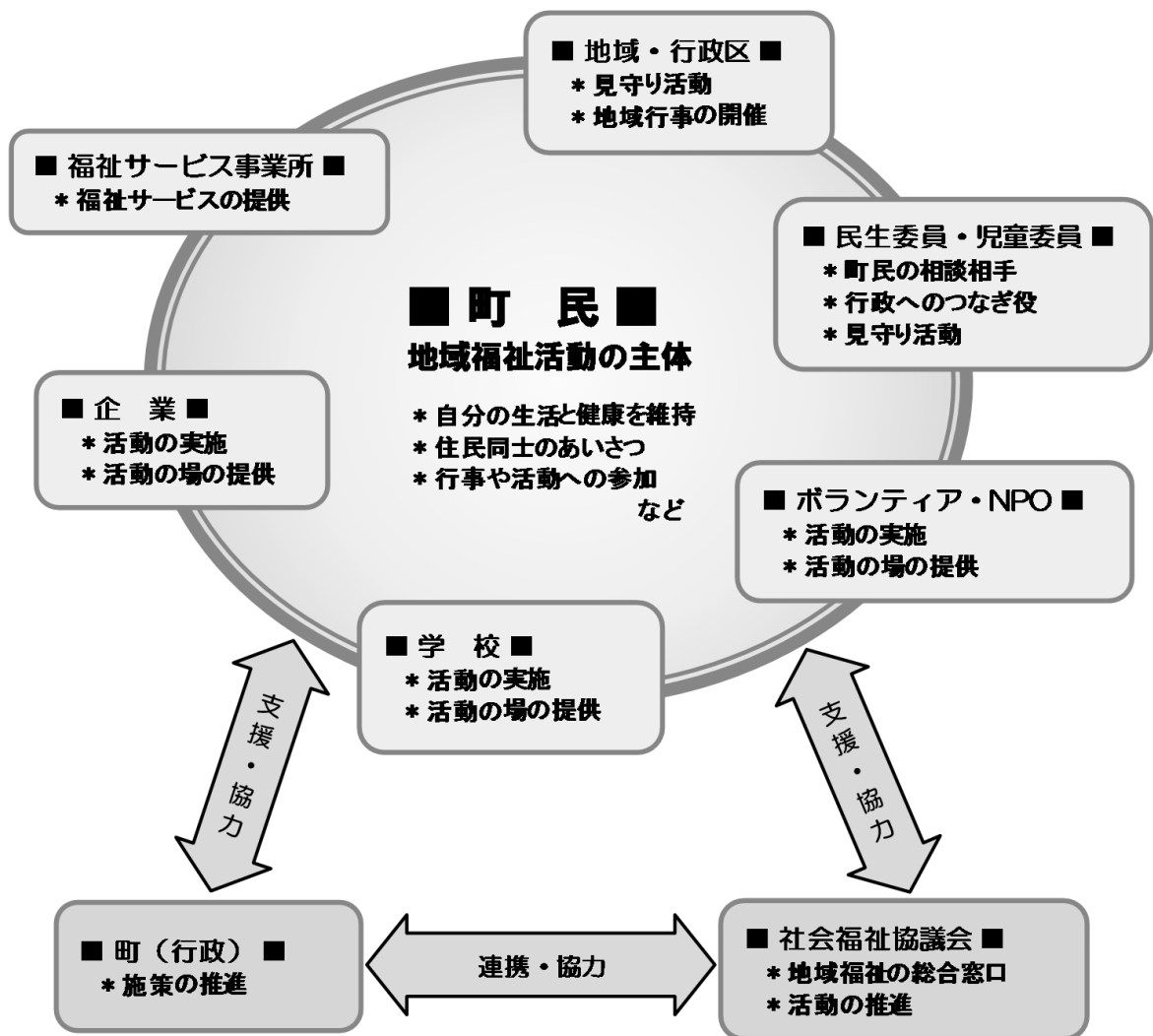
1 それぞれの役割

すべての町民が、安全で、安心して快適に暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、町民による主体的な取組と、町民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、町民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、町民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。

また、町（行政）と社会福祉協議会は連携して、支援・協力して取り組むことが必要です。



(1) 町民の役割

町民一人ひとりが、地域のこと、地域福祉活動に関心を持ち、各自の役割や責務を理解したうえで、「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んでいくことが大切です。

地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を周囲全体に広めることによって、町民全体の支えあいや助けあいの機運が高まり、地域の活性化につながることを期待できます。

(2) 地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブなど）の役割

行政区をはじめ地域で活動している関係機関は、あいさつや声かけなど、身近な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚に努めることが求められます。

地域内の課題を解決していくための方策を話し合い、行政や福祉サービス事業所の支援につないだり、活動の実施と活動の場を提供するなど、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、様々な生活課題を抱える人にとって、身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うことが求められます。また、行政や関係機関・社会福祉協議会と連携・協力することで、課題の解決を支援する地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

(4) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、それぞれが明確な目的や専門性を持ち活動をしており、共助の精神にあふれた地域社会の構築に向けて大切なことのひとつである「人と人をつなぐ力」を持っています。地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されます。

(5) 学校の役割

学校は、地域福祉を支える人材育成に大きな役割を果たします。専門分野の人材育成だけでなく、リーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、行政や関係機関と連携した事業を展開するなど、児童・生徒、教職員の力を結集し、町民と協働して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(6) 福祉サービス事業所・企業の役割

事業所や企業は、自らの活動が町民の暮らしを支えることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切なサービスの提供と、権利擁護への配慮が求められます。

また、支援が必要な人へ生活関連サービスの提供を続けるとともに、町民との交流や、行政や関係機関との連携による活動などで地域社会へ貢献することが期待されます。

(7) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、安全で、安心して暮らせるまちづくりに向けて、町民、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、様々な活動を行っています。

地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、ボランティア活動の推進などに取り組んでおり、聖籠町の地域福祉を推進する中核の機関です。そのため、町民が気軽に相談できる総合窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動の調整役として、人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、町民の要望をふまえた支援と関係機関との連携に取り組むことが期待されます。

(8) 町（行政）の役割

町（行政）は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実態や町民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

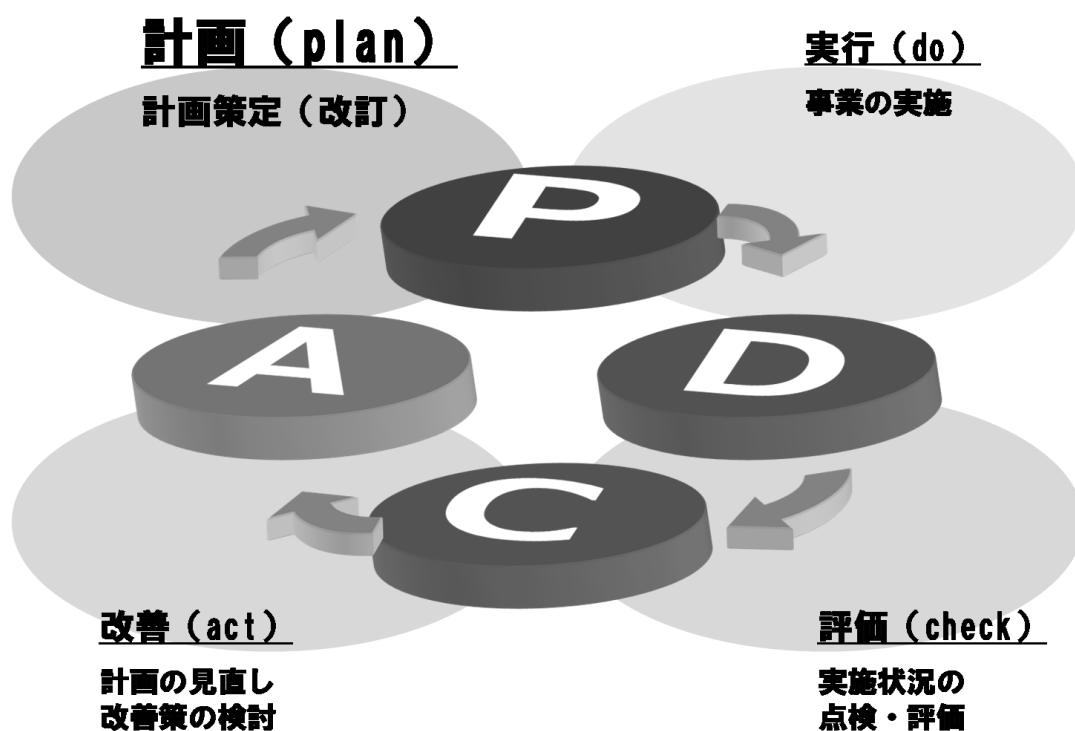
町民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、事例の収集・紹介など、町民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や、必要な支援を行います。また、社会福祉協議会と連携して町民主体の地域福祉活動を支援します。

2 計画の進行管理・評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、地域福祉計画策定委員会において、計画の進行管理及び評価を行います。

委員会は、計画の推進状況を確認し、そこから地域が抱える課題などについて検討します。計画の進行及び評価の結果、各種施策・事業の実施について見直すべき事項があった場合には、適宜計画の見直しなどの検討を行います。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ◆



資料編

- 1 聖籠町地域福祉計画策定委員会
- 2 町民アンケート調査結果

1 聖籠町地域福祉計画策定委員会

(1) 聖籠町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成23年12月20日告示第81号）
（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定するにあたり、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、聖籠町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 町民
- (4) その他、町長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(2) 聖籠町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：2019年（令和元年）8月1日から2021年（令和3年7月31日まで）。

	区分	氏名	役職	備考
1号委員 (学識経験者)	総合	木戸 利秋	町総合計画福祉部会長 町介護保険運営協議会長 町障害者自立支援協議会長 町障害福祉計画策定委員会 委員長	委員長
2号委員 (福祉・保健・医療関係者)	総合	圓山 昌晴	町民生委員児童委員協議会長	
	総合	近藤 隆義	町社会福祉協議会事務局長	
	高齢	村木 昭司 高山 尚雄	特養はすがた園施設長	2020年(令和2年) 3月31日まで 2020年(令和2年) 4月1日より
	幼児・児童	三國 薫	聖籠はじめ保育園長	
	幼児・児童	渡辺 恵子	蓮潟こども園長	
	障がい	長谷川 ミワ	町障害者自立支援協議会副 会長 町障害福祉計画策定委員会 副委員長	副委員長
	障がい	本田 恵	町障害者相談支援専門員	
3号委員 (町民)	公募	阿部 郁夫	公募	
	公募	手島 道子	公募	

(3) 聖籠町地域福祉計画策定委員会審議経過

年 月 日	内 容
【第1回】 2019年（令和元年） 8月8日	<ul style="list-style-type: none">・ 現計画の進捗状況について・ 今後のスケジュールについて
【第2回】 2020年（令和2年） 8月25日	<ul style="list-style-type: none">・ スケジュールの変更について・ アンケート調査結果について・ 現計画の進捗状況について（自助・共助）・ 現計画の進捗状況について（公助：推進目標）
【第3回】 2020年（令和2年） 10月20日	<ul style="list-style-type: none">・ 第2次聖籠町地域福祉計画（素案）について・ 成年後見制度について
【第4回】 2021年（令和3年） 2月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 第2次聖籠町地域福祉計画（案）について
【第5回】 2021年（令和3年） 3月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 第2次聖籠町地域福祉計画（最終案）について

2 町民アンケート調査結果

(1) 実施概要

①調査の目的

聖籠町地域福祉計画の見直しにおいて、町民の意見を計画に反映することを目的に実施しました。

②調査対象

18歳以上の町民、男女1,500人

③対象者抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出しました。(等間隔抽出)

④調査方法

郵送法

⑤調査実施日

2020年(令和2年)6月17日(水)～6月29日(月)

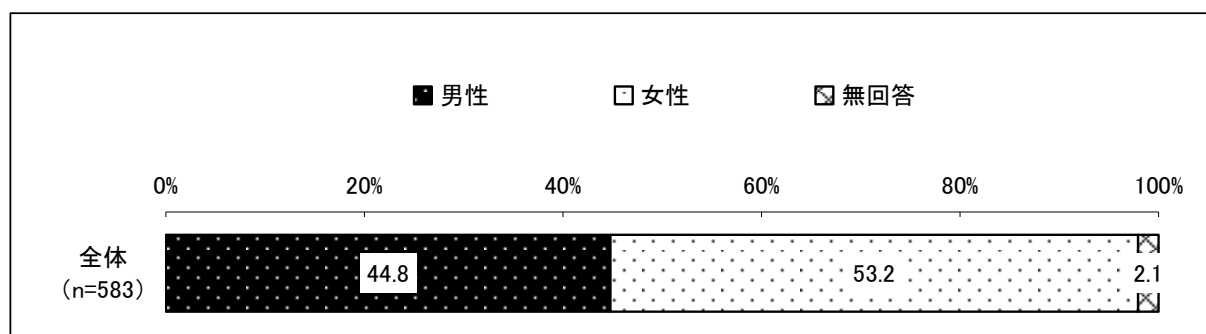
⑥回収結果

有効回収数583(有効回収率38.9%)

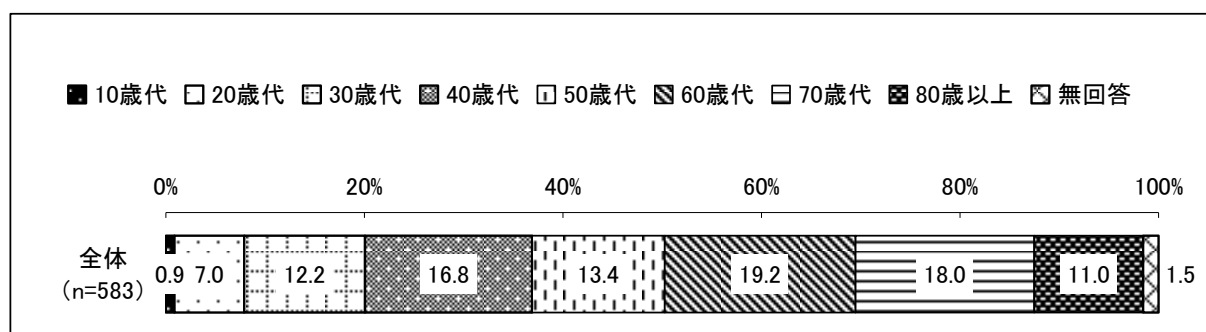
(2) 調査概要

① 対象者の属性

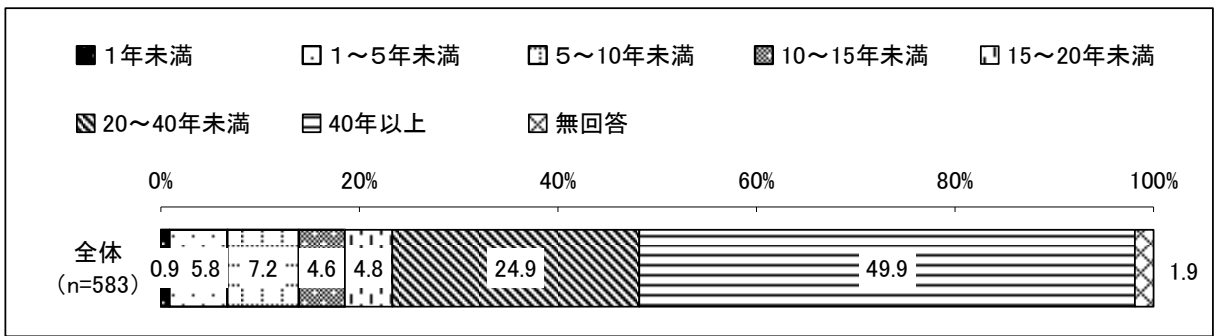
[性別]



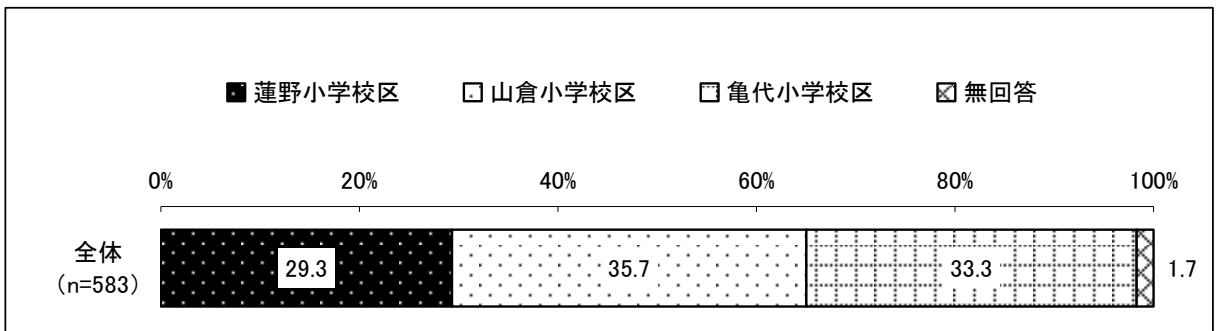
[年齢] ※2020年(令和2年)4月1日現在



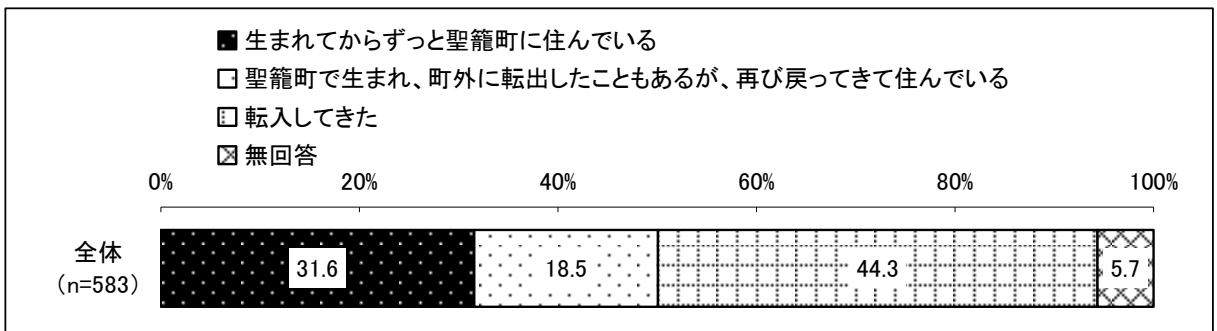
[居住年数]



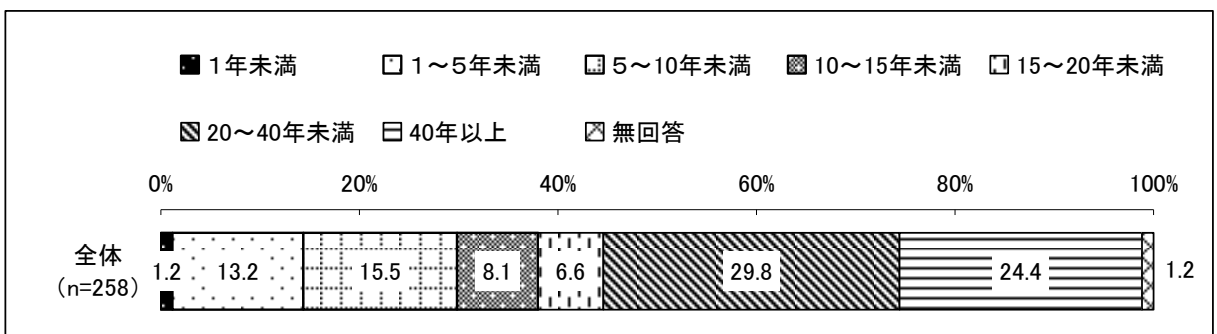
[居住地区]



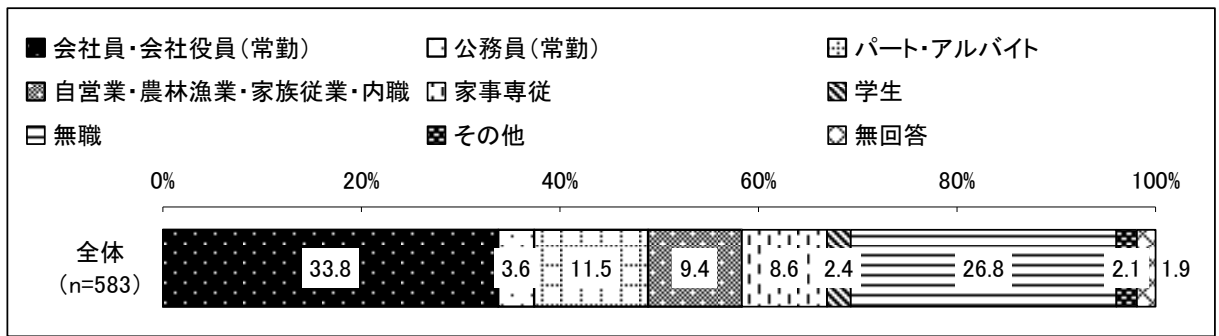
[居住期間]



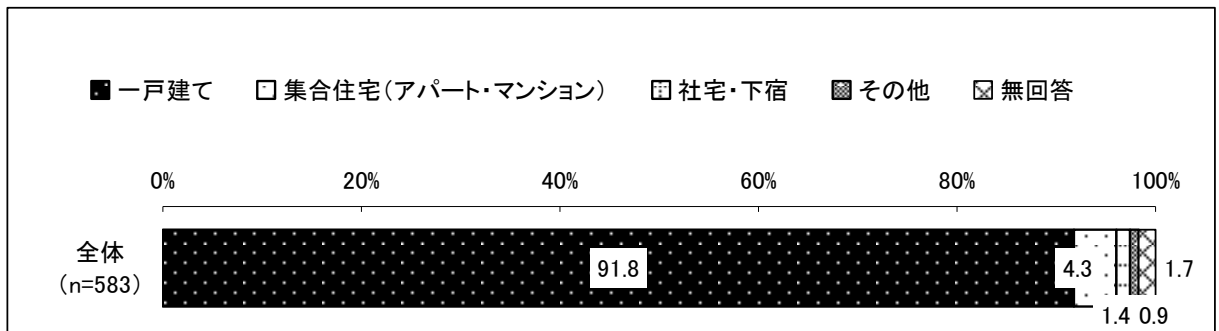
[転入後の居住年数]



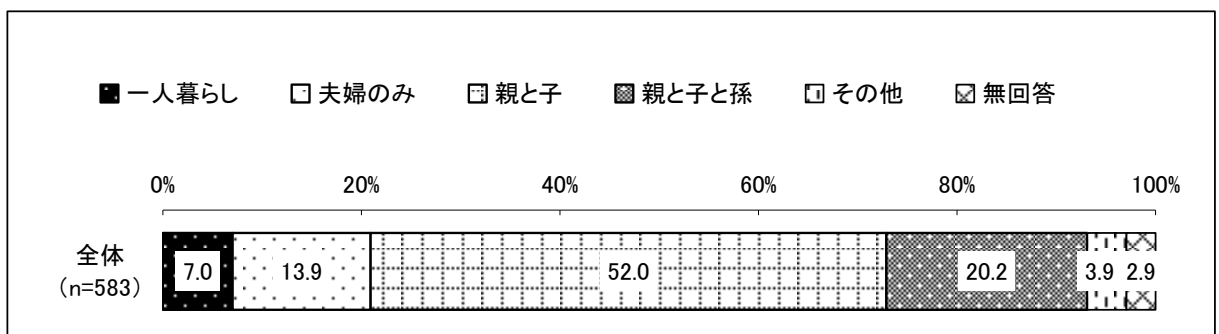
[職業]



[居住形態]

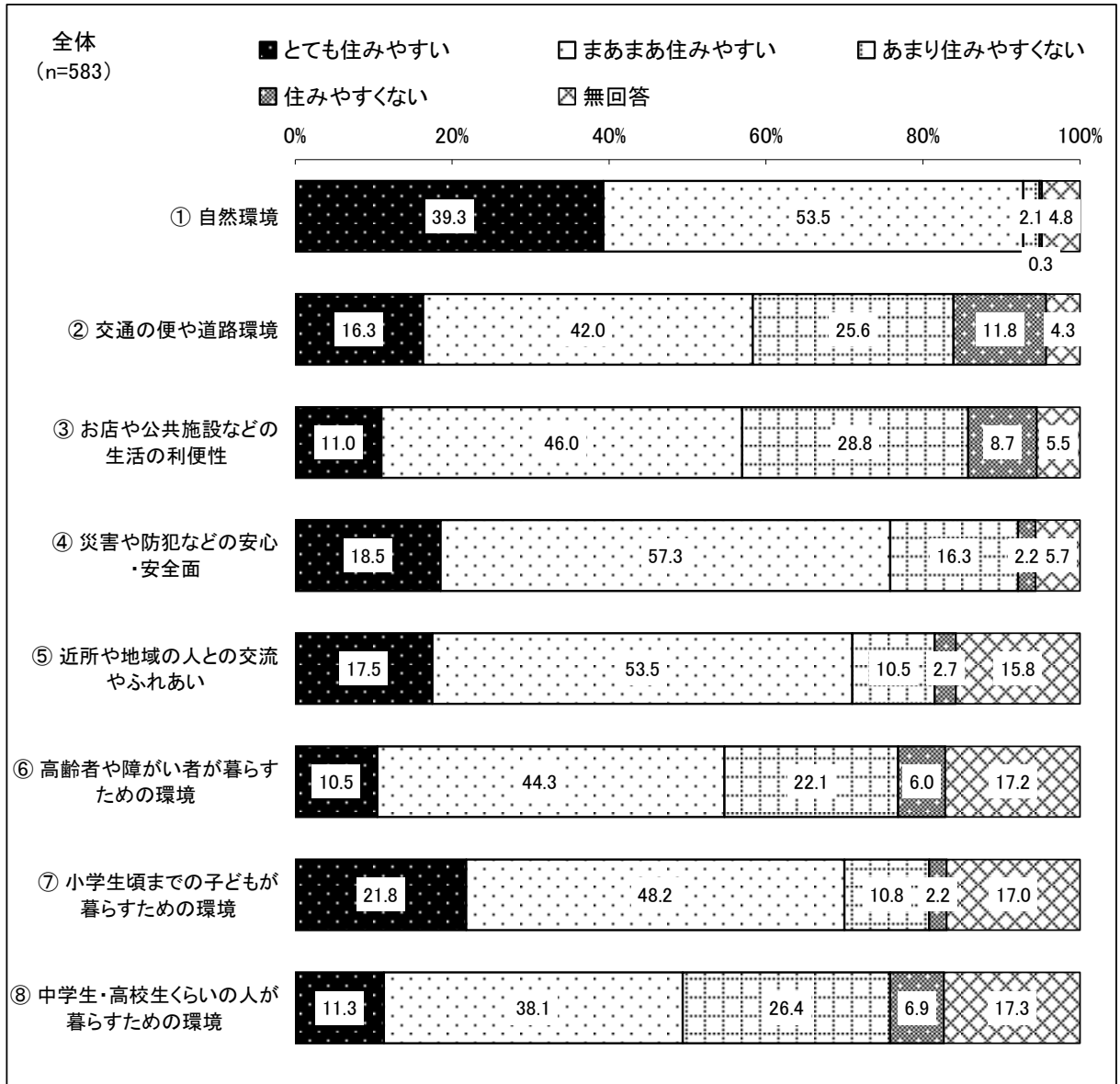


[家族構成]

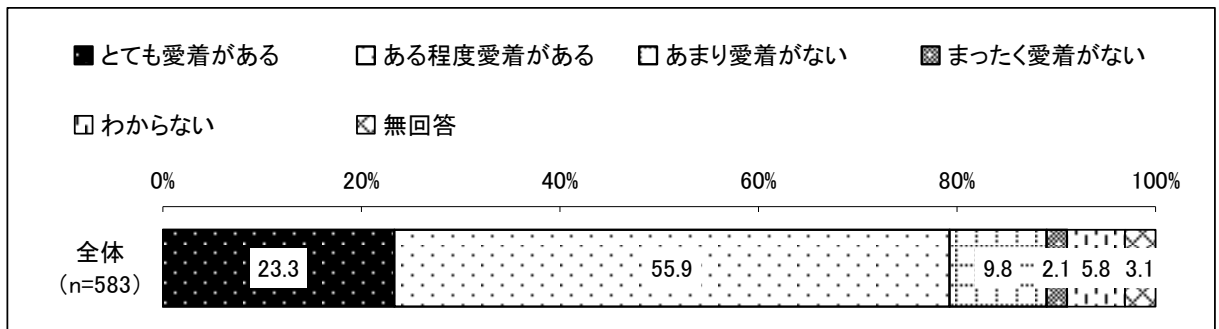


② お住まいの地域のことについて

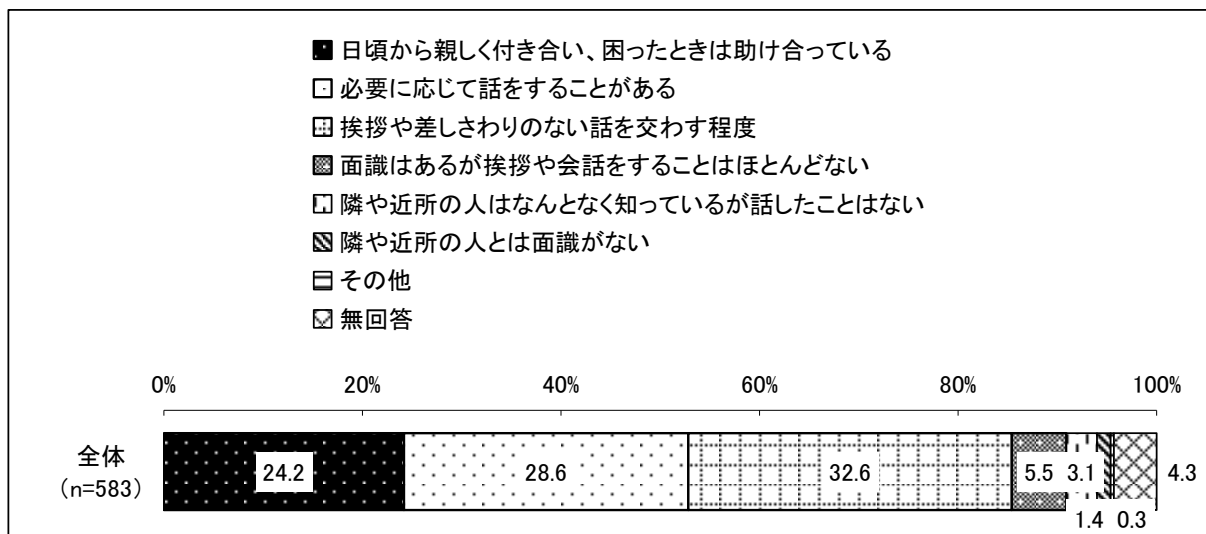
[住みやすさへの評価]



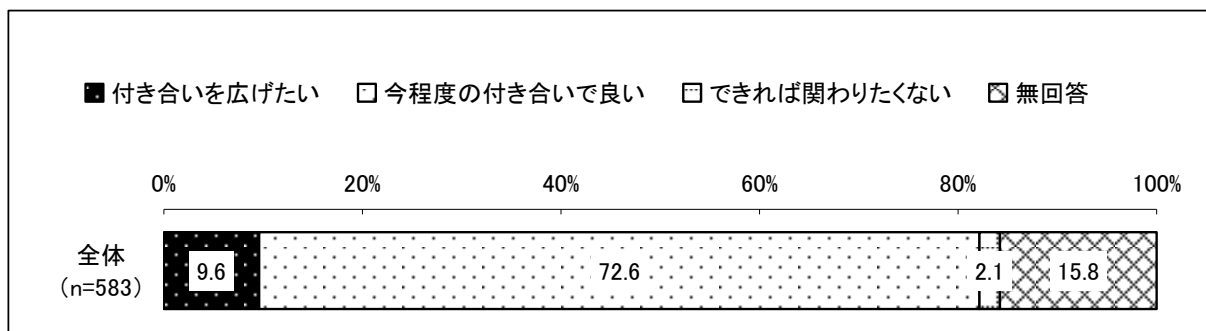
[地域への愛着]



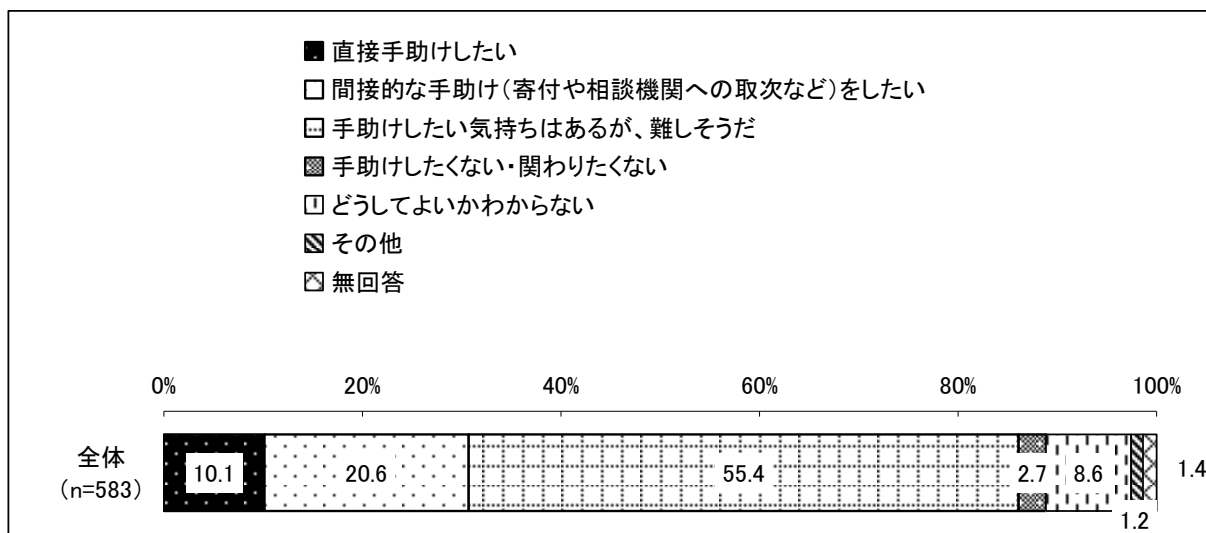
[近所付き合い]



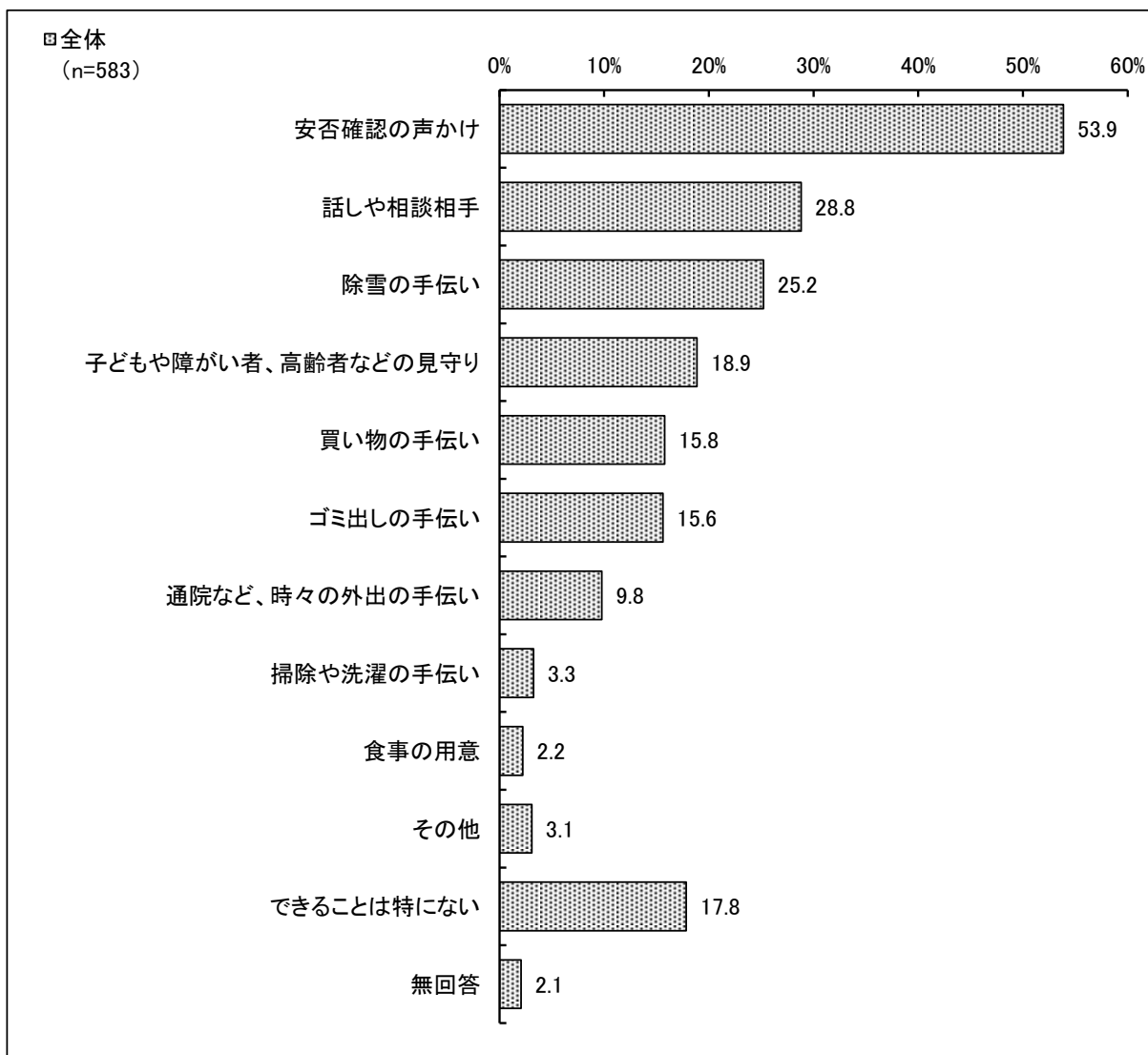
[今後の近所付き合い]



[手助けの意向]

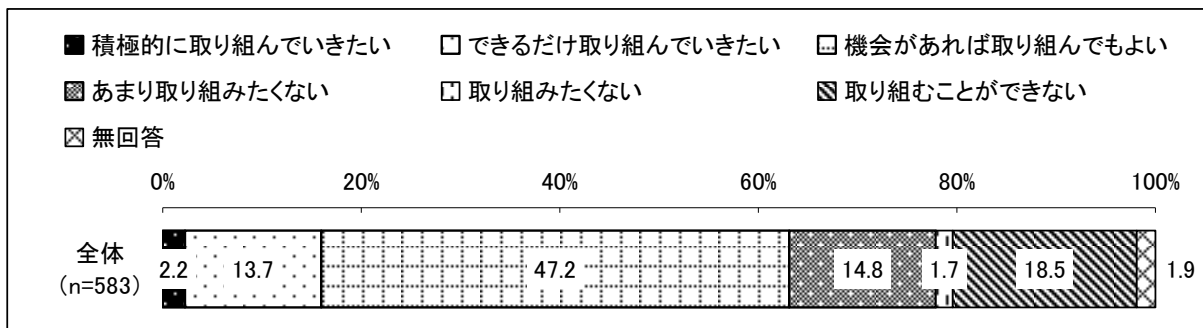


[支援できること]

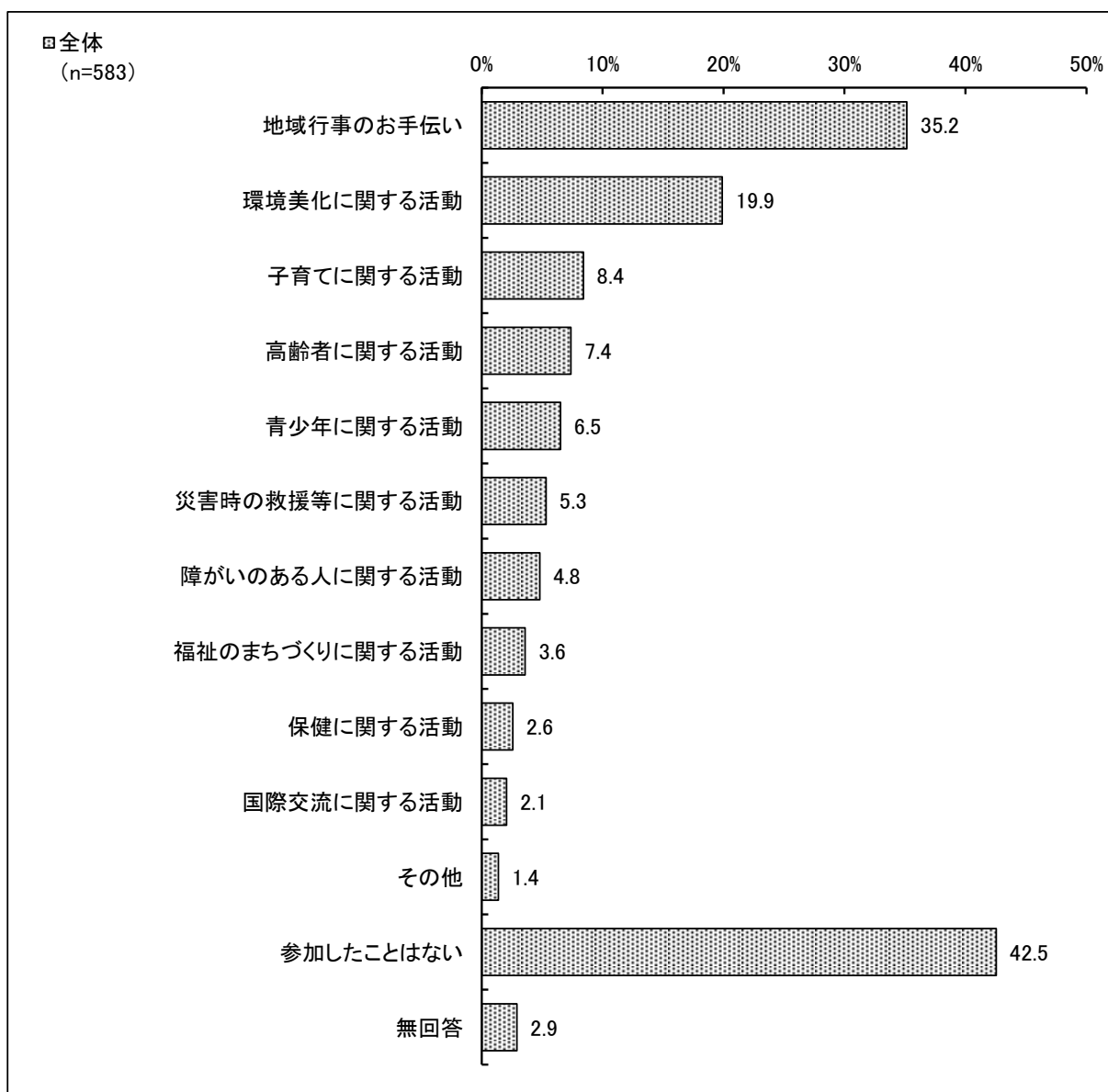


③ 地域での福祉活動や居場所などについて

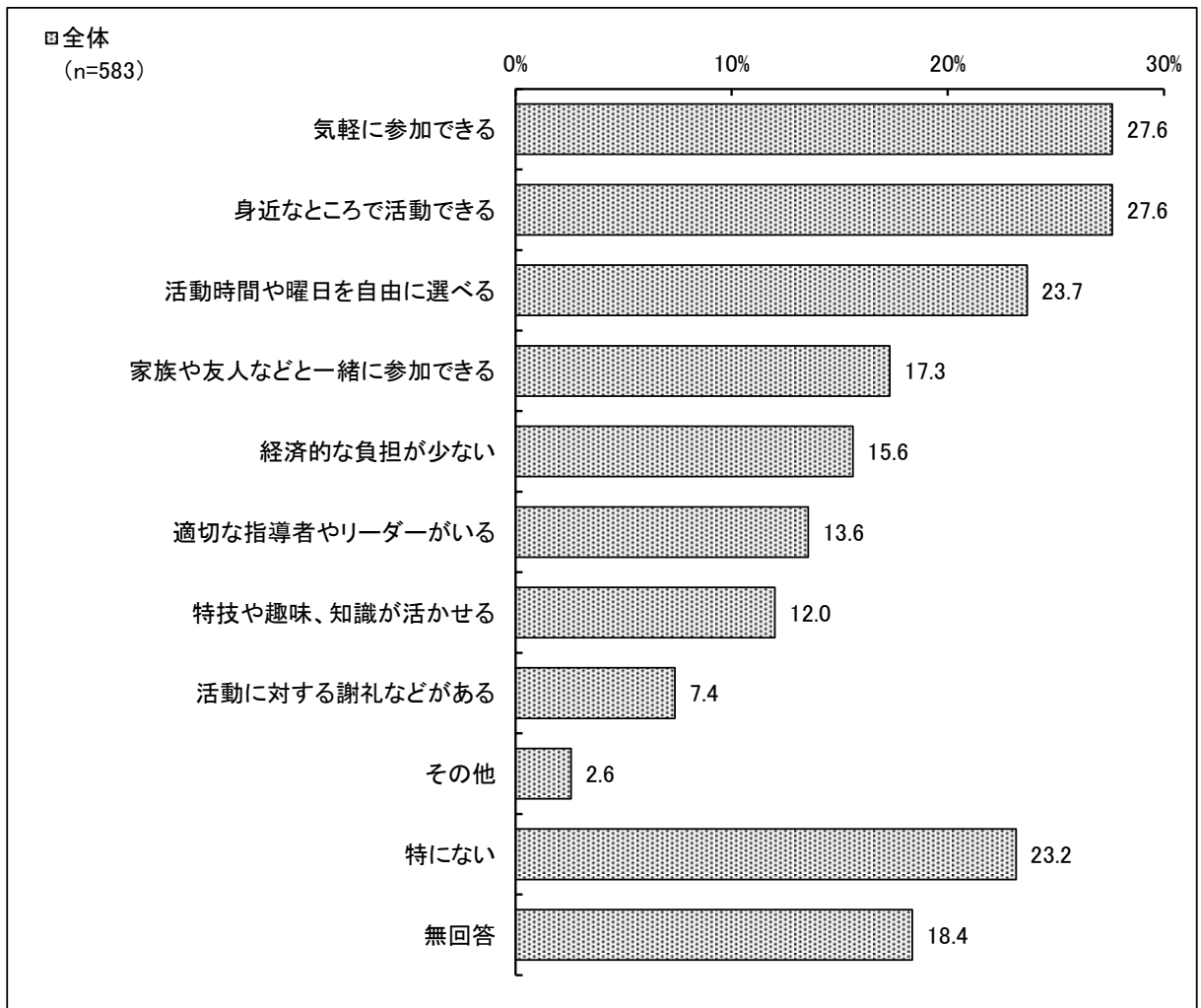
[ボランティア活動などへの参加意欲]



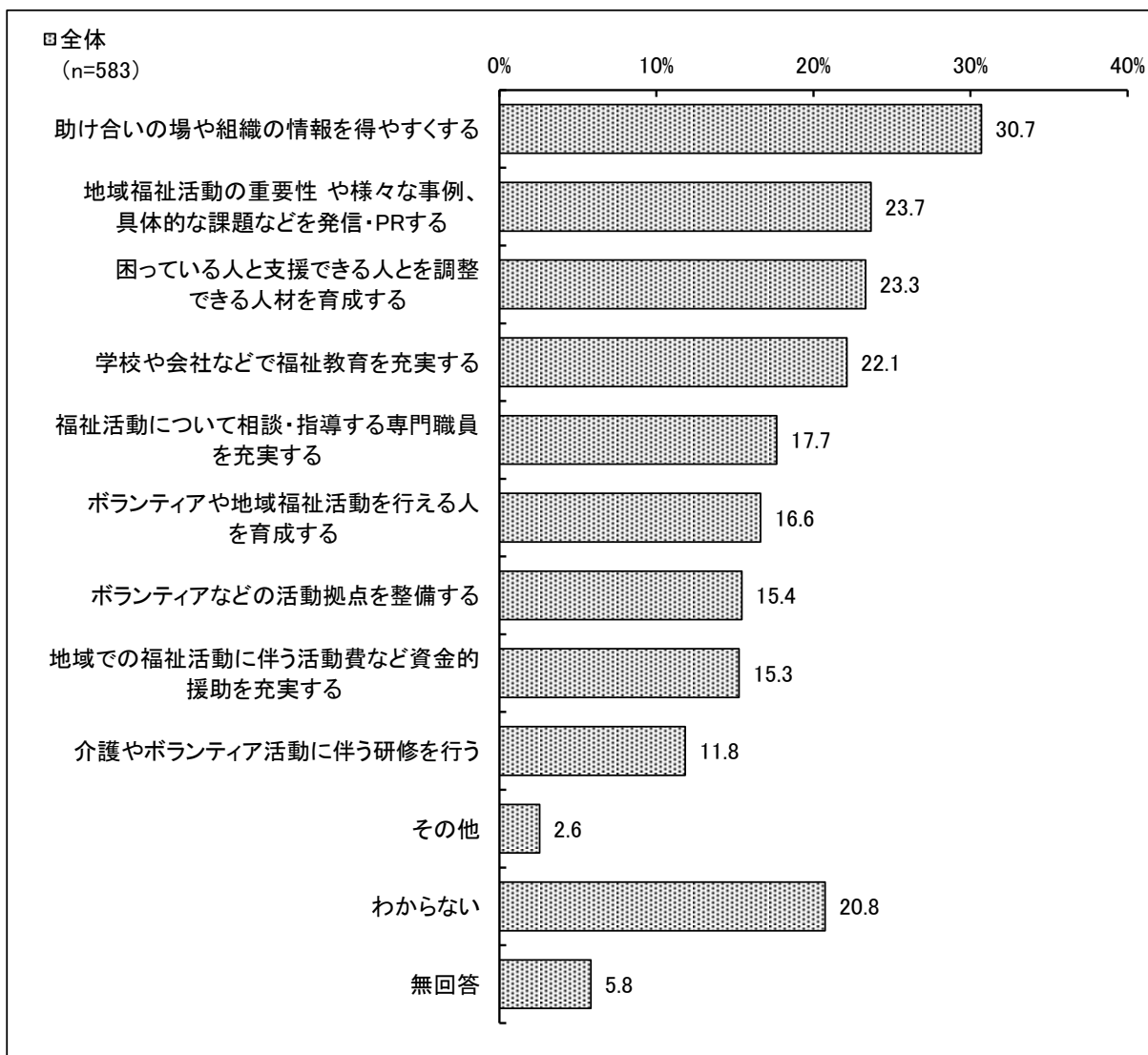
[参加したことがあるボランティア活動]



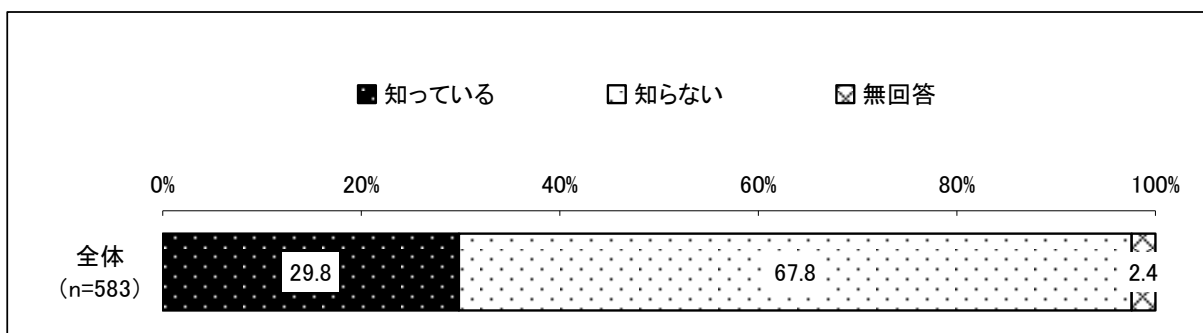
[ボランティア活動参加への必要条件]



[助け合い活動を活発にするために大切なこと]

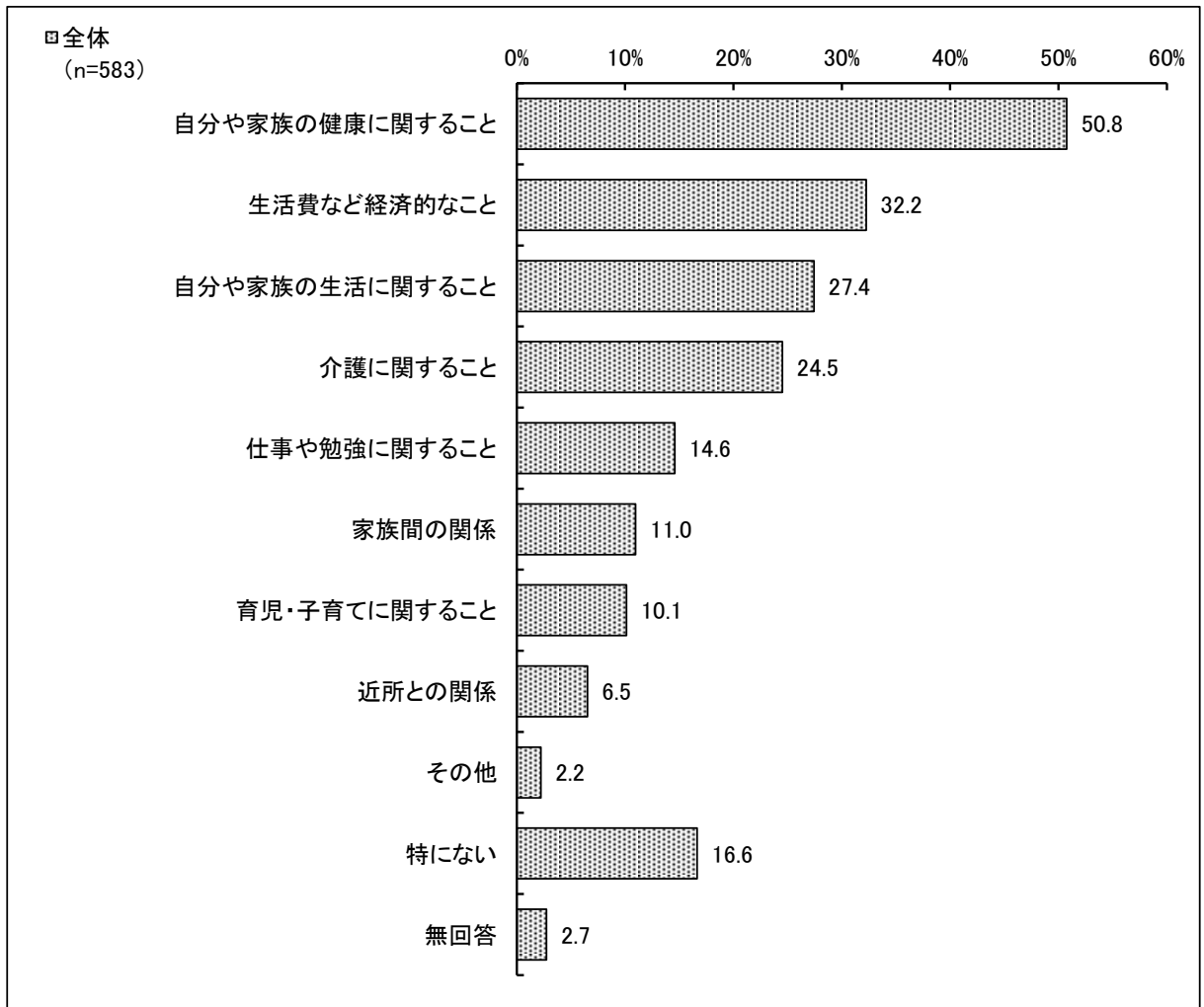


[「地域の茶の間」の認知度]

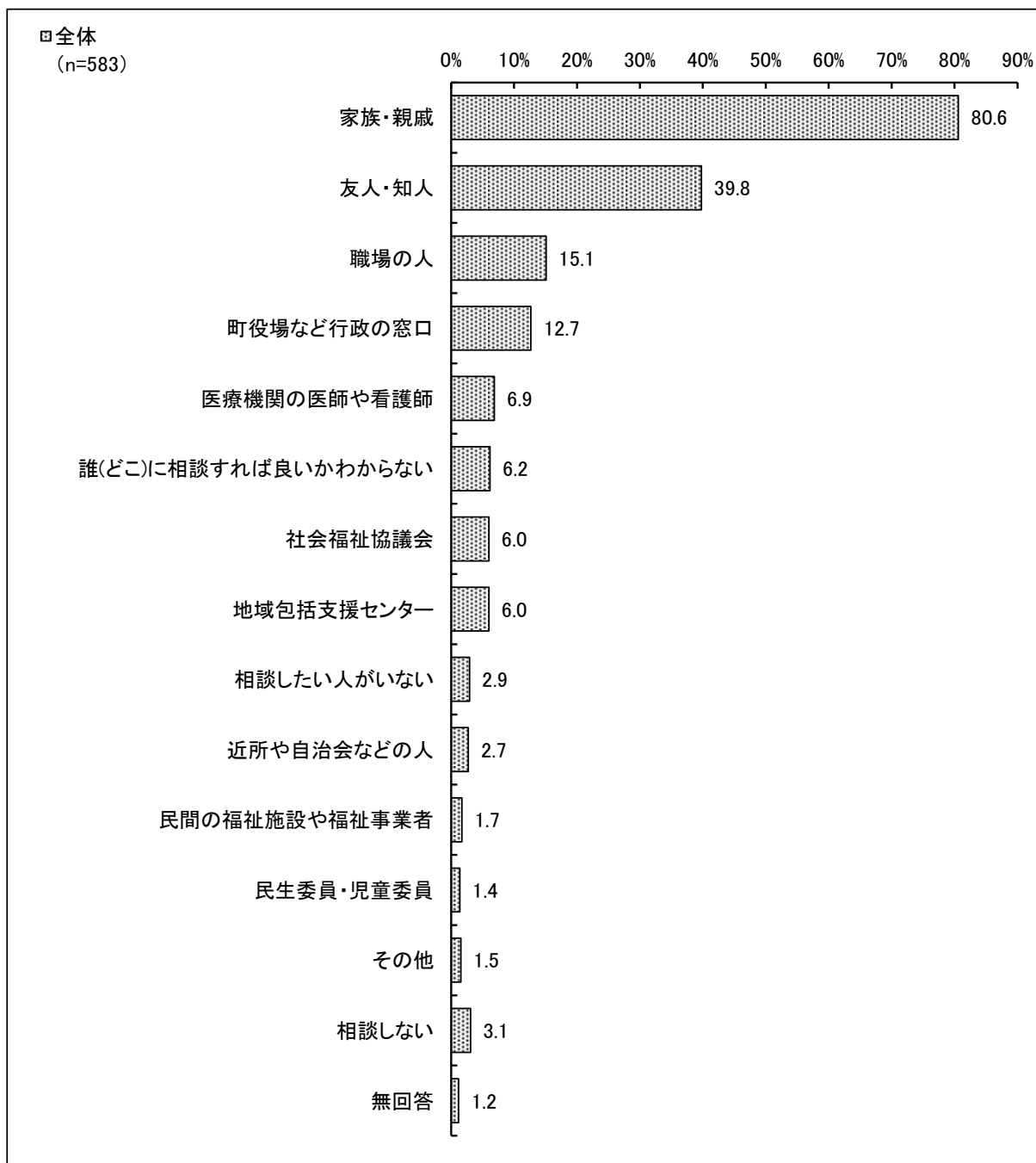


④ 悩みや不安、相談について

[悩みや不安なこと]

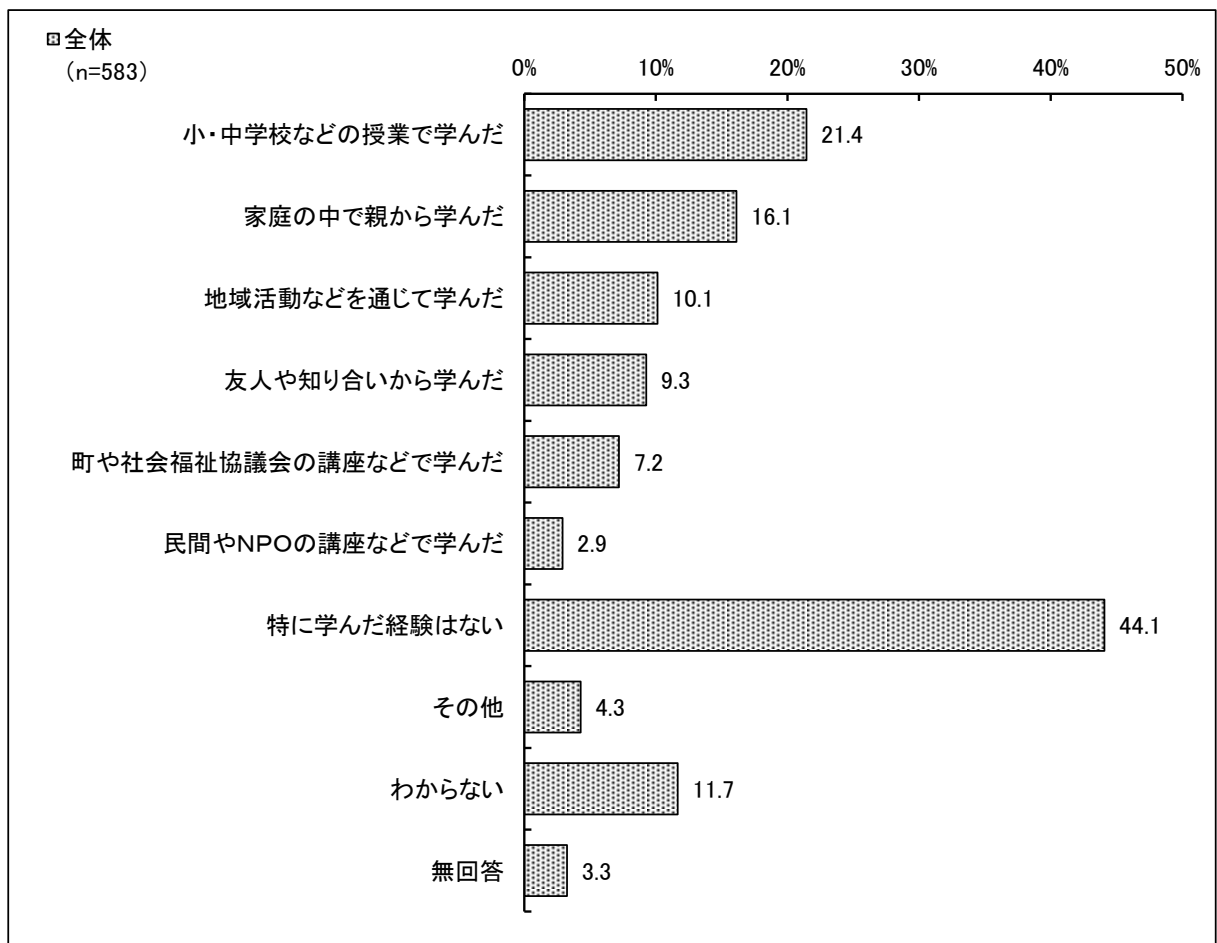


[相談相手]

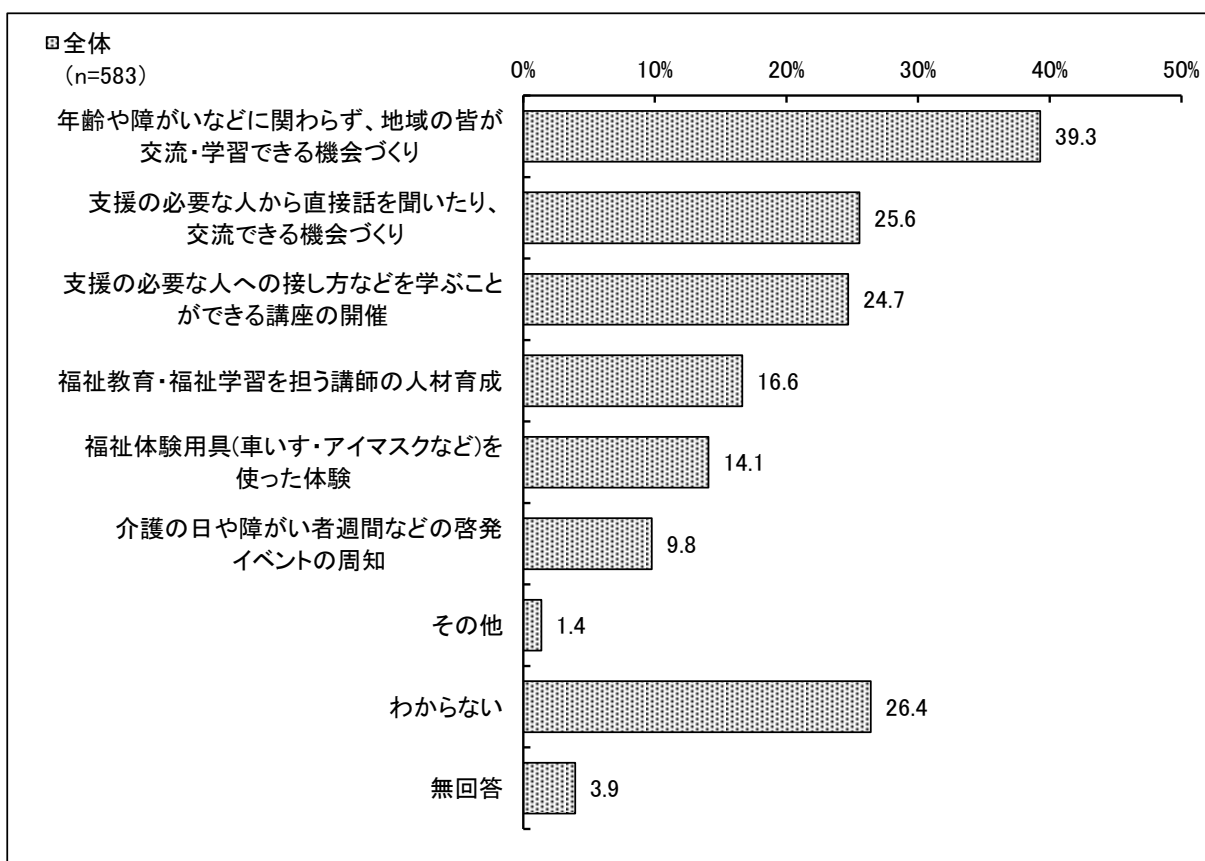


⑤ 相互理解・共生について

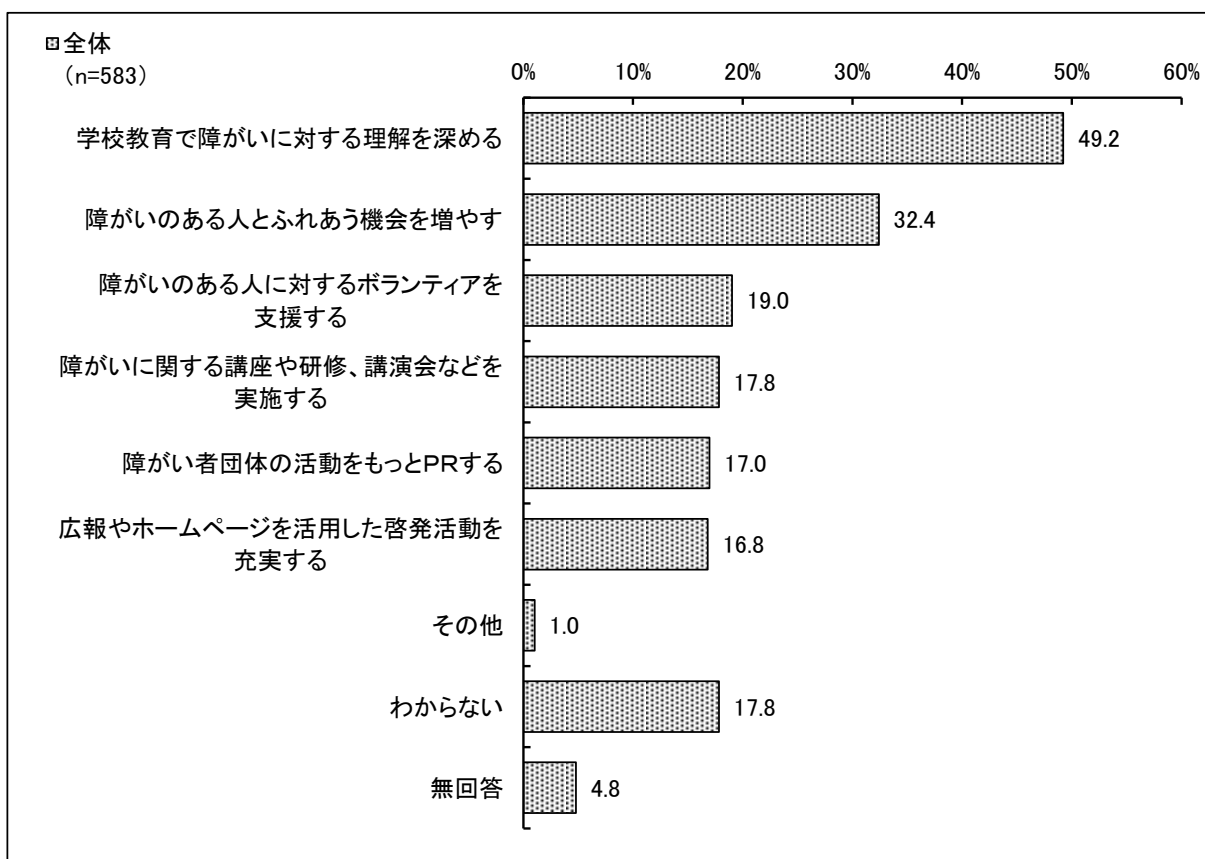
[福祉教育・福祉学習を受けた経験]



[効果的な福祉教育・福祉学習のために必要な取り組み]

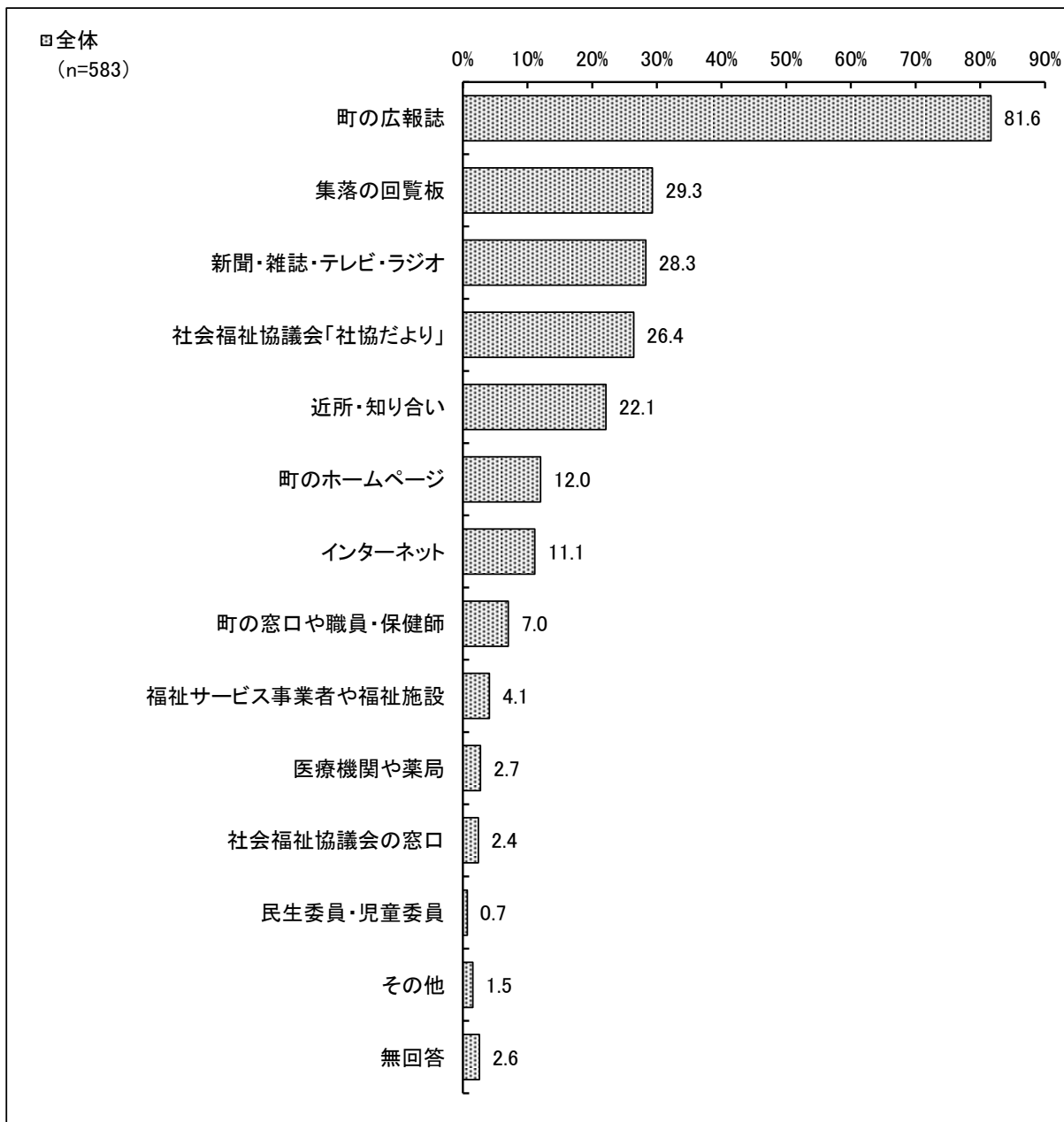


[障がい者理解への必要な取り組み]

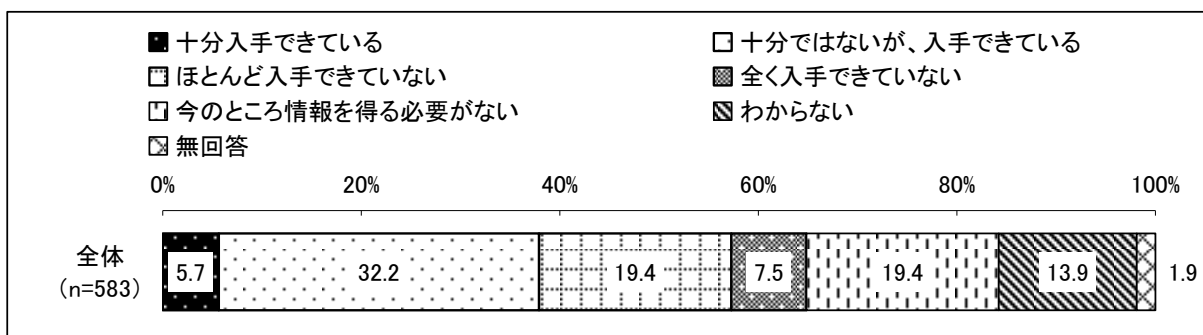


⑥ 福祉情報の入手について

[情報の入手経路]

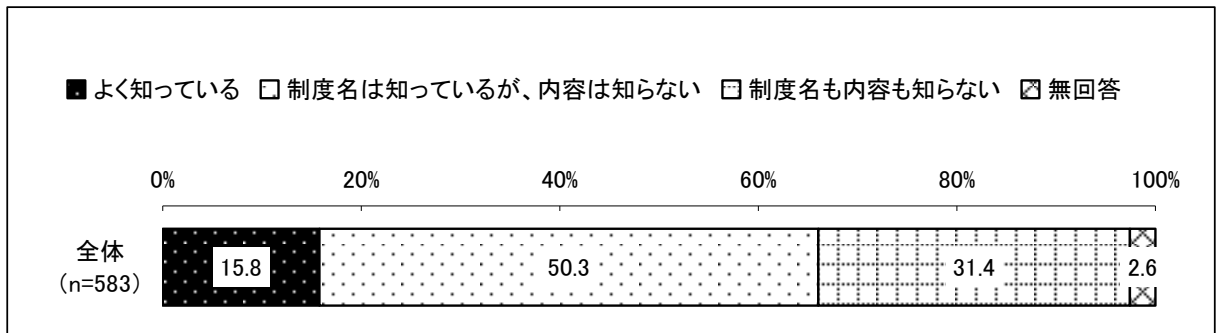


[「福祉サービス」情報の入手状況]

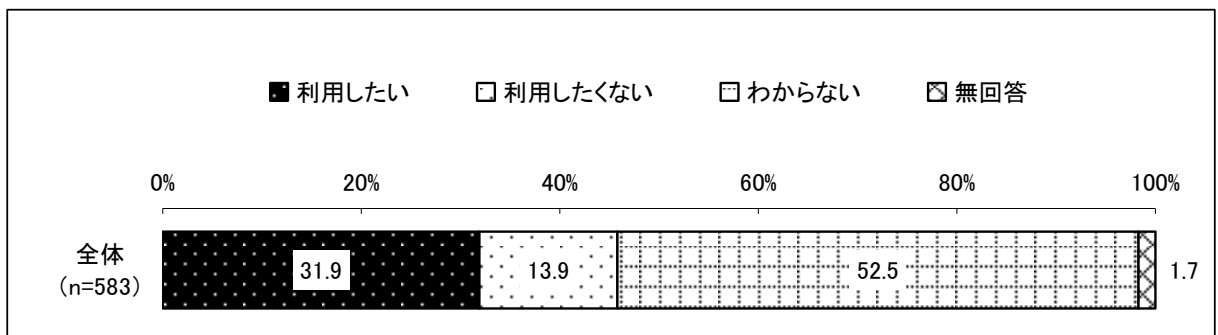


⑦ 成年後見制度について

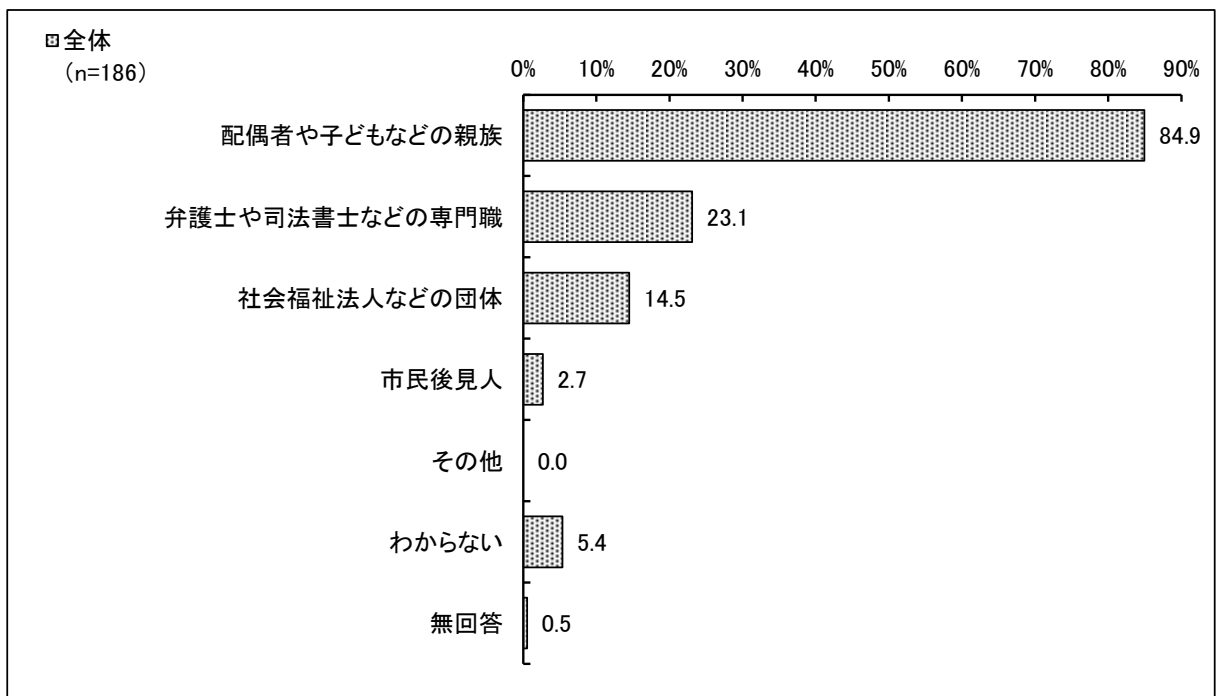
[成年後見制度についての認知度]



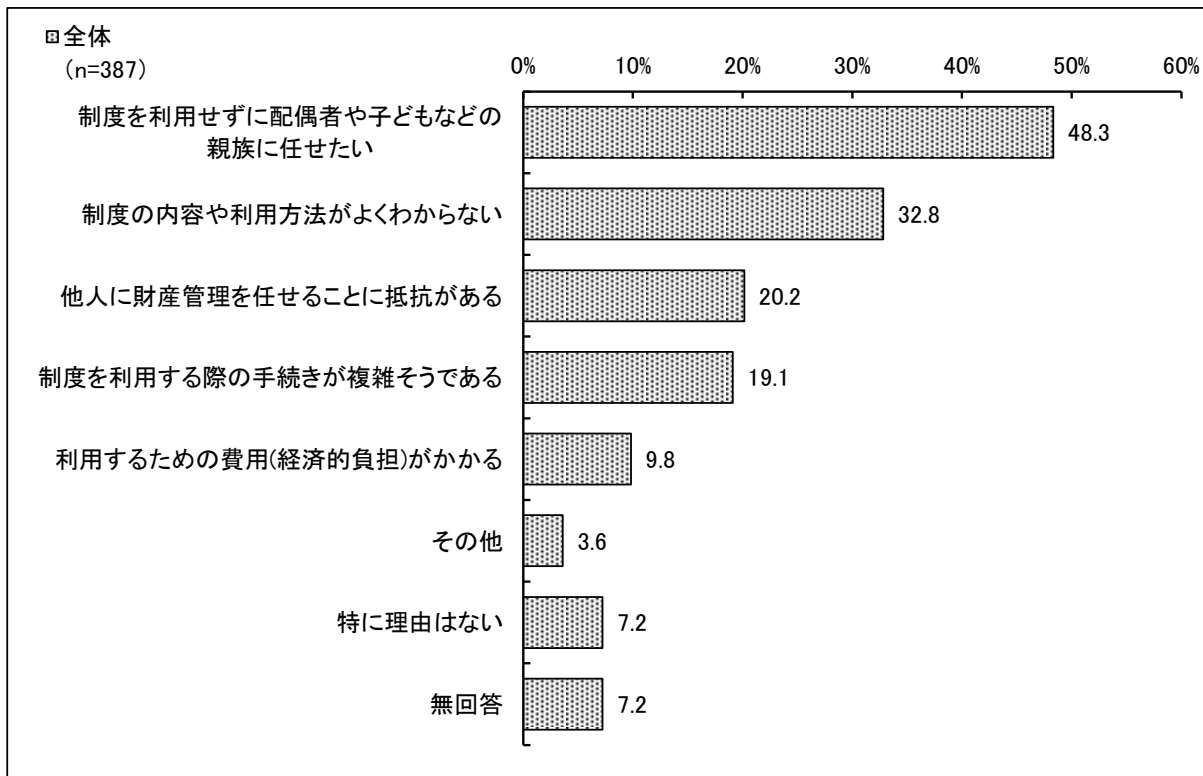
[成年後見制度の利用意向]



[希望する後見人]

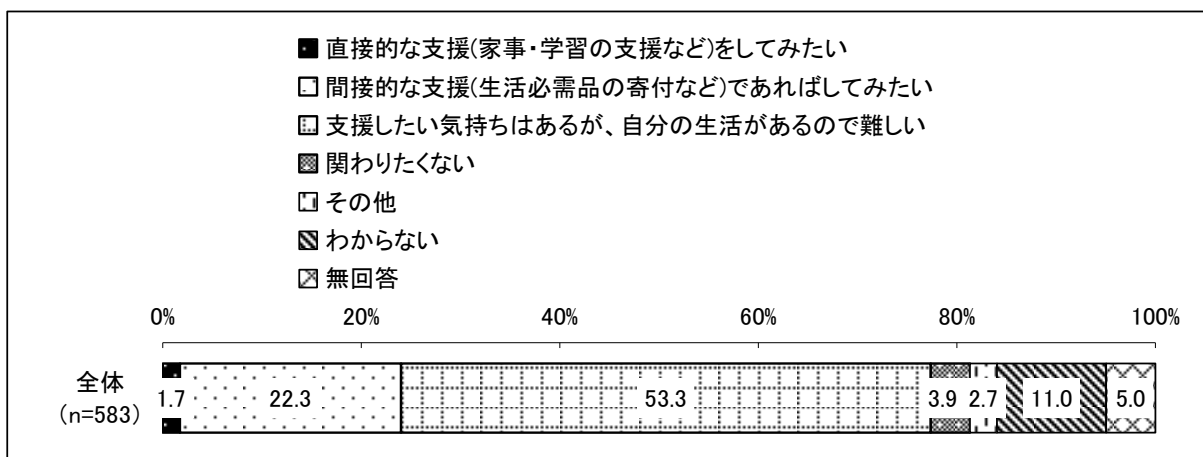


[成年後見制度を利用したくない理由]

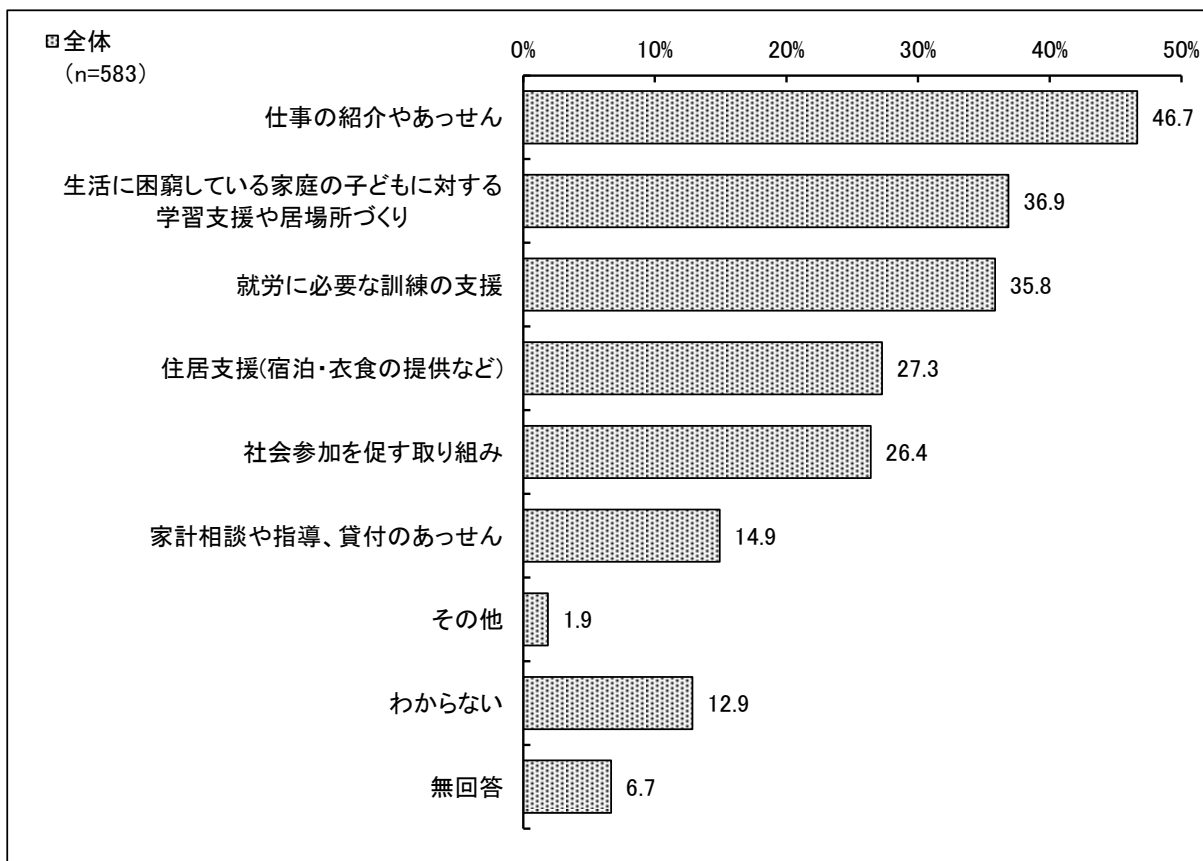


⑧ 生活困窮者などへの支援について

[生活困窮者への支援意向]

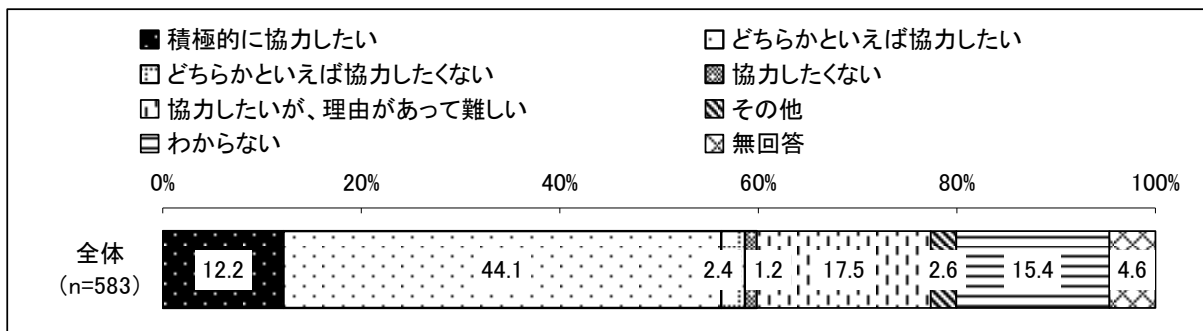


[有効と思われる生活困窮者支援のための取り組み]

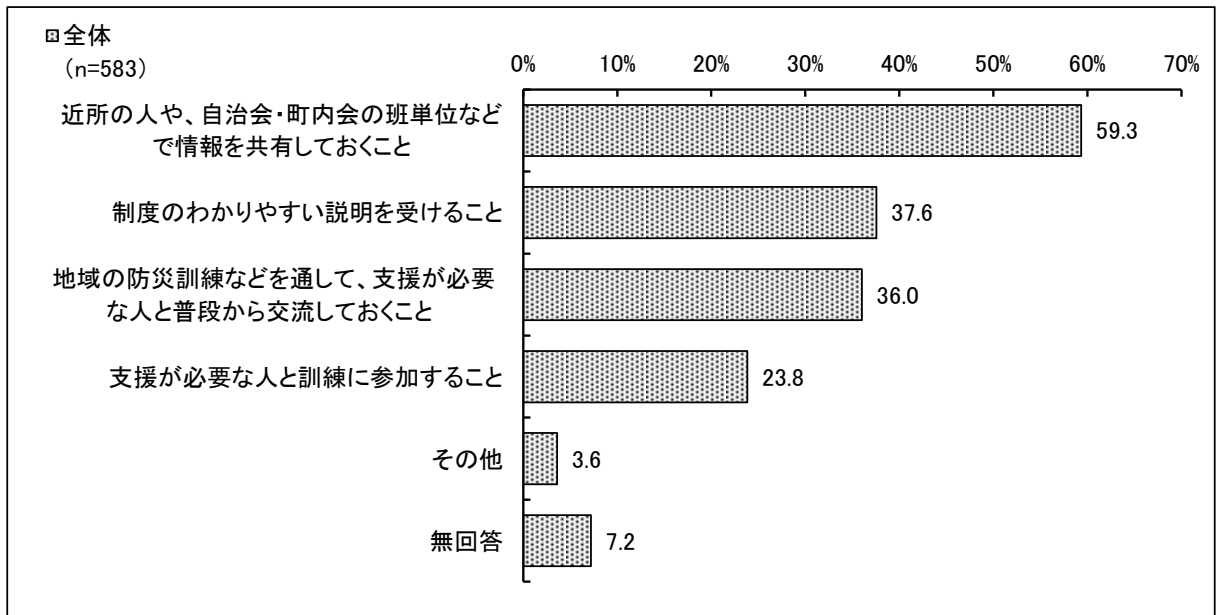


⑨ 災害時の助け合いなどについて

[要援護者への協力意向]

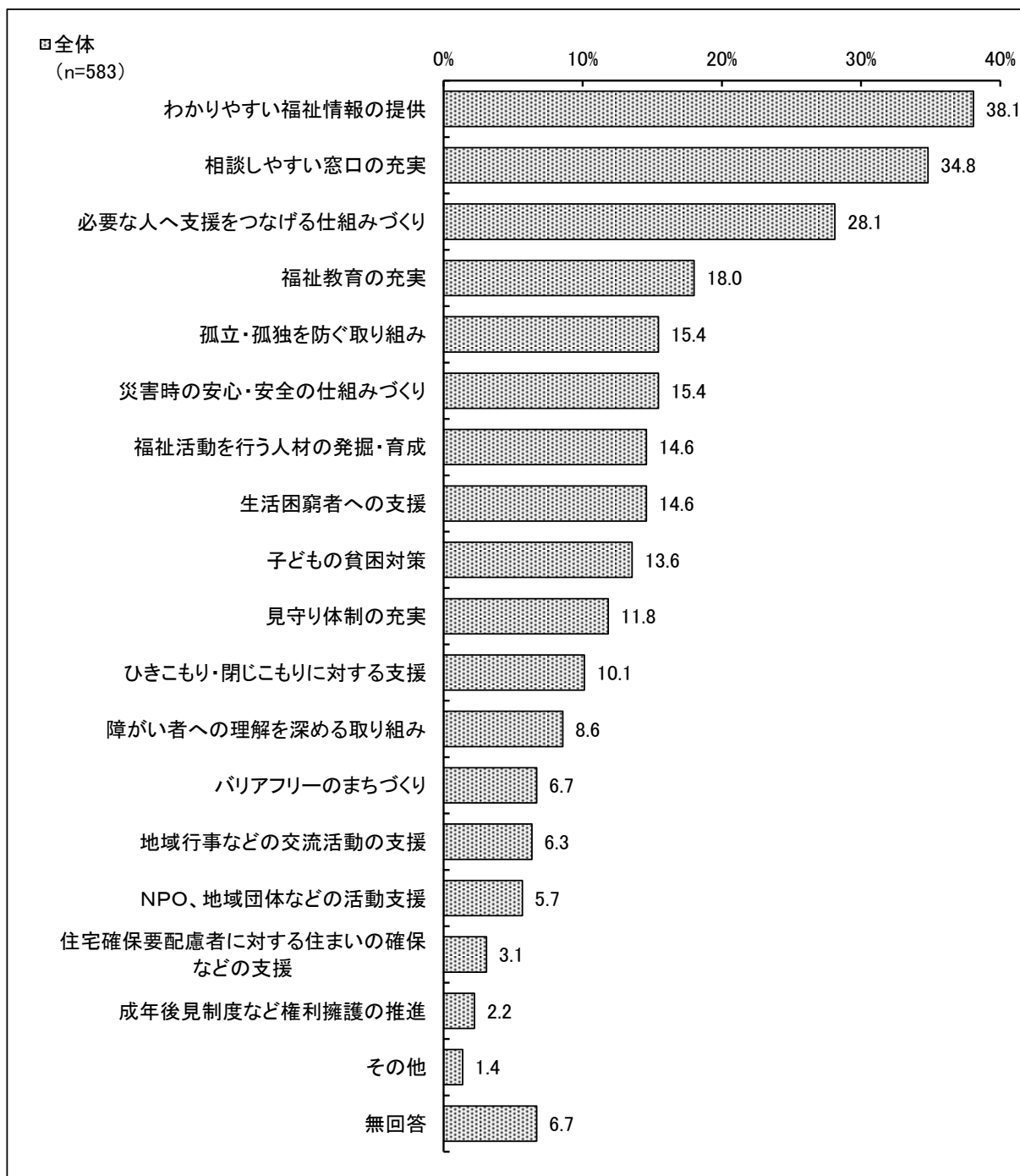


[要援護者を手助けしやすくする取り組み]



⑩ 優しいまちづくり、地域福祉の推進について

[地域福祉推進のため取り組むべき施策]





第2次 聖籠町地域福祉計画

2021年（令和3年）3月

聖籠町 保健福祉課

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

TEL:0254-27-2111（代表） / FAX FAX:0254-27-2119

<http://www.town.seiro.niigata.jp/>

E-mail hofuku@town.seiro.niigata.jp